



令和 3 年 第 4 回
占冠村議会定例会会議録



自 令和3年 9月22日
至 令和3年 9月24日

占 冠 村 議 会

令和3年第4回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和3年9月22日（水曜日）

○議事日程

- 議長開会宣告（午前10時）
- ◎所管事項に関する委員会報告（議会運営委員長）
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- ◎諸般報告
- 議長諸般報告
- ◎村長行政報告
- ◎村長所信表明
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 報告第1号 令和2年度占冠村健全化判断比率の報告について
- 日程第5 報告第2号 令和2年度占冠村資金不足比率の報告について
- 日程第6 議案第1号 占冠村過疎地域持続的発展計画を策定することについて
- 日程第7 議案第2号 占冠村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例を制定することについて
- 日程第8 議案第3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第9 議案第4号 占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第5号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第6号 占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第12 議案第7号 占冠村熊捕獲奨励に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第13 議案第8号 占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第14 議案第9号 占冠村林業労務者共済事業補助金交付条例を廃止する条例を制定することについて
- 日程第15 議案第10号 令和3年度占冠村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第11号 令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第12号 令和3年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第13号 令和3年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第14号 令和3年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（7名）

議長 8番 児玉真澄君 副議長 1番 大谷元江君

2番 藤岡 幸次君
4番 細谷 誠君
6番 小林 潤君

3番 五十嵐 正雄君
5番 下川 園子君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

（長部局）

占冠 村 長	田中正 治	副 村 長	松永 英 敬
会計 管 理 者	合 田 幸	総 務 課 長	三 浦 康 幸
企画 商 工 課 長	平 岡 卓	農 林 課 長	小 尾 雅 彦
林業 振 興 室 長	根 本 治	建 設 課 長	小 林 昌 弘
住 民 課 長	伊 藤 俊 幸	福祉 子 育 て 支 援 課 長	木 村 恭 美
ト マ ム 支 所 長	平 川 満 彦	総 務 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕
職員 厚 生 担 当 主 幹	坂 本 龍 哉	財 務 担 当 主 幹	鈴 木 智 宏
税 務 担 当 主 幹	佐々木 智 猛	企 画 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
商 工 観 光 担 当 主 幹	橘 佳 則	農 業 担 当 主 幹	杉 岡 裕 二
林業 振 興 室 主 幹	高 桑 浩	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
戸 籍 担 当 主 幹	佐久間 敦	国 保 医 療 担 当 主 幹	小 瀬 敏 広
保 健 予 防 担 当 主 幹	岡 本 叔 子	社 会 福 祉 担 当 主 幹	野 原 大 樹
介 護 担 当 主 幹	細 川 明 美	子 育 て 支 援 室 主 幹	森 田 梅 代

（教育委員会）

教 育 長	藤 本 武	教 育 次 長	多 田 淳 史
学 校 教 育 担 当 兼 総 務 担 当 主 幹	松 永 真 里	社 会 教 育 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一

（農業委員会）

事 務 局 長 小 尾 雅 彦

（選挙管理委員会）

書 記 長 三 浦 康 幸

（監査委員）

監 査 委 員	木 村 英 記	監 査 委 員	下 川 園 子
事 務 局 長	岡 崎 至 可		

○出席事務局職員

事 務 局 長 岡 崎 至 可 事 務 補 三 ッ 谷 陸 翔

開会 午前10時00分

○事務局長（岡崎至可） 起立、礼。村民憲章を朗読します。

ひとつ、健康で、幸せな家庭をつくりましょう。ひとつ、自然を愛し、美しい環境をつくりましょう。ひとつ、きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。ひとつ、生産を高め、活気ある社会をつくりましょう。ひとつ、文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。

お座りください。

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから令和3年第4回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長、小林潤君。

○議会運営委員長（小林 潤君） おはようございます。9月15日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日22日から24日までの3日間といたします。議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上で報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署名

議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、6番、小林潤君、1番、大谷元江君を指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長より報告のとおり、本日から9月24日までの3日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月24日までの3日間と決定しました。

◎諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いいたします。今期定例会に付議された案件は報告第1号から認定第1号までの19件です。議員提案による案件は、意見書案第7号から審議資料2ページをお願いいたします。意見書案第11号までの5件です。

説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下記載のとおりです。令和3年第3回定例会以降の議員の動向は、6月17日広報特別委員会から、記載のとおりです。

審議資料の7ページから8ページは令和2年度、令和3年5月分の例月出納検査結果です。審議資料の9ページから10ページは令和3年度、令和3年5月分の例月出納検査結果です。審議資料の11ページから12ページは令和3年6月分

の例月出納検査結果です。審議資料の13ページから14ページは令和3年7月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君） 村長から行政報告のため、発言を求められておりますので、その発言を許可します。

村長。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので、行政報告をいたします。審議資料の4ページになります。まず1つ、報告事項であります。本日配布の資料をご覧いただきたいと思っております。

行政報告1、報告事項。（1）新型コロナウイルス感染症予防対策について。8月27日から北海道に発令されている緊急事態宣言は、9月30日まで延長され、村内においても北海道の要請内容及び感染状況を踏まえ公共施設等の利用制限を継続しているところです。村民の皆様には、大変ご不便をおかけしていますが、感染の抑制を図るため、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、12歳から59歳までの住民を対象に1回目を7月26日から8月6日まで、2回目を8月16日から27日まで実施し、この期間に延べ1224人へのワクチン接種を行いました。

また、9月7日には、仕事等で接種できなかった住民や新たに接種を希望された住民に対して接種を実施し、他市町村での接種者数を含めると2回目の接種を終えた住民は全体で985人、接種率は85.5%となっております。

9月28日の2回目の接種をもって希望された住民へのワクチン接種は終了いたしますが、今

後12歳を迎える住民や未接種の転入者、新たに予防接種を希望される住民に対して接種の機会を提供できるよう体制を整えてまいります。

ワクチンを接種することで接種した人の発症を予防する効果だけではなく、感染を予防する効果も示唆するデータが報告されています。しかしながらその効果は100%ではないため、引き続きマスク着用、手指消毒、3密回避など効果的な感染予防対策を継続していただきますようお願いいたします。

引き続き（2）根室本線対策協議会の協議状況について。平成28年8月に連続して発生した台風により甚大な被害を受けた根室線（富良野～新得間）に関する協議について、ご報告申し上げます。

平成28年11月、JR北海道が富良野～新得間を単独で維持することは困難であり、他の交通機関への転換が適しているとの判断を表明したことから、関係者で根室線における持続的な鉄道網のあり方について議論が行われてきました。

本村においては、根室線は通過しておりませんが、高校生を中心に金山駅、幾寅駅、落合駅を利用していることから、平成29年4月に根室本線対策協議会に加入し、協議・要請活動等に参加してまいりました。

この間、生活面・観光面・物流面の3つの側面から路線のあり方の検討・協議を進めてまいりましたが、令和2年12月に国が公表したJR北海道への支援継続方針では、輸送密度200人未満の線区については、国からの支援の道筋は示されませんでした。JR北海道からは、コロナ禍の影響により経営状況は一段と厳しくなっており、多額の工事費の抛出や復旧後の線区運営を単独で行える状況ではないことから、7月6日開催の令和3年度根室本線対策協議会総会において、鉄道存続も含めた線区のあり方を協議させていただきたい旨の申し入れがありました。

協議会としては①J R北海道からの協議開始の申し入れを受ける。②総会以降の協議は、富良野～新得間4市町村で鉄道存続と新たな交通体系の構築の協議を行う。③協議内容は、適時幹事会・役員会に報告することを確認し、根室線のあるべき交通体系について協議することといたしました。

今後の協議につきましては、期限を区切ることなく、持続可能な地域公共交通を確立していく観点で進めていくこととしており、本村としても現状の利便性等を損なうことのないよう協議してまいります。

次に2の主な用務等がございます。6月16日、令和3年第3回占冠村議会定例会以降の動向については、6ページまでの記載のとおりでございます。

次に3入札につきましては、記載のとおり17点を執行しております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） これで行政報告は終わりました。

◎村長所信表明

○議長（児玉眞澄君） ここで村長から所信表明のための発言を求められておりますので、その発言を許可します。

村長。

○村長（田中正治君） 所信表明、I、はじめに。令和3年第4回占冠村議会定例会の開催に当たり、この度の村長再選に伴い村政執行に対する私の所信を申し上げ、村民の皆様並びに村議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

6月議会定例会において、2期目の立候補の決意を申し述べ準備を進めておりましたが、告示1週間前に不注意からトマム支所の階段を踏み間違え、転倒したことによる外傷性気胸で緊

急搬送となり、手術を含め3週間の入院を余儀なくされましたが、不在中で行われた村長選挙にもかかわらず無投票で2回目の当選の栄を賜りました。

このご期待に応えるためには、これまで以上に占冠村の発展に努めるとともに村民の皆様が住みよい村と感じられるよう誠心誠意尽力することと改めて決意をしております。

本村の現状を見ますと、コロナ化で厳しい地域運営が続いていますが、コロナ後の地域活動や経済活動、住民生活など先を見据えた対応が求められていますので、広く皆様のお力を拝借し、この大変な状況を乗り切ってまいりたいと考えております。以下、村政執行の基本姿勢と政策について申し述べます。

II、村政執行に対する基本姿勢。村政執行の基本をこれまで同様、すべての村民が報われる社会を目指し「生まれてよかった」「育ってよかった」「暮らしてよかった」そして住み続けたいと思える村づくりを進めてまいります。

占冠村は先人たちの強い意志と努力により、交通の要衝として様々な分野で貴重な地位を占める地域として今後の発展に期待が寄せられていると感じています。この時代のニーズをうまく取り込み、持っている資源を活用し小規模ながら持続可能な地域として頑張れる村であると思っております。内在する多くの課題もあるかと思いますが、これらを着実に解消し村政を執行していくために次に申し上げる三つを政策の柱としたいと考えております。

1、持続可能な地域づくり。地域づくりを進めるうえで、基幹産業である農業、林業、観光産業の振興は必要不可欠であり、移住・定住、集落対策にも関連性があることから、総合的な取り組みが必要であると考えています。

農業においては、新規就農者の営農や後継者の就農など新たな農業者が増えていることから、

農畜産物の多様化により基盤整備など必要な支援を行ってまいります。

林業においては、六次産業化での取り組みが行われ、様々な分野の成長が期待されますが、体制や事業体の育成、林業従事者の確保などが進まない現状を解消するための取り組みを進めます。また、林業の持続性を高めるため森林施業のあり方の改善と、林業全体の発展のため国有林との連携を推進します。

観光振興や地域経済活動を維持するため、現在取り組んでいる新型コロナウイルス対策と新たな生活様式への対応は今後も続くことが想定されますので、様々な取り組みなど施策の確立が必須であり、必要に応じて支援してまいります。

持続可能な地域をめざす基本は、財政の確立が重要であり、必要な財政需要に応える計画を持って対応し、一般財源と特定財源確保のための財政運営に努めてまいります。

2、安全で安心な暮らしを守る基盤づくり。
村民が安心して暮らすための基盤は、医療や福祉、介護支援、救急医療、地域公共交通の確保など、いつでも誰もが享受できる体制があることだと考えておりますが、個々により希望するサービスが異なることもあり、不十分な点を少しでも改善し、住民ニーズに即したサービスができるよう努めてまいります。

毎年、全国各地で想定を超える災害が発生している現状があり、占冠村も被災地となる可能性があることから、防災対策を進めておりますが、いろいろな場面を想定し村民の命と財産を守る対策の確立を図ってまいります。

また、日常生活の中で地域づくりを進める活動として、地域防災組織や地域協働ボランティア活動が定着してきていますので、より一層の活動が図られるよう支援してまいります。

3、未来を託す子どもの環境づくり。占冠保

育所の新築、トマム保育所の改築を進め、1歳児保育が行える基盤整備を行い、定住への条件整備も含め、女性が社会活動に参加しやすい環境づくりが進んでいます。次代を担う子供たちを地域が見守り、育てるため子育て支援政策の充実に努めます。

教育環境については、コロナ禍ということもあり情報通信技術に対応した整備が進みました。この環境をより有効なものとするための人材育成や利用しやすい環境をつくることなど、魅力を持たせる取り組みをしたいと考えています。

平和や国際感覚を体験できる教育として、引き続き平和宣言を具現化する平和体験学習とアスペン市との短期交換留学を行います。

Ⅲ、おわりに。新型コロナウイルス感染症という誰もが経験したことのない環境が続いていますが、本村においても地域活動や経済活動に大きな影響を与えています。

中でも、人と人とのコミュニケーションの取り方が難しい環境になり、孤立や孤独といった思いになってしまうことが多くあったのではと思います。この環境を脱し、新たな社会生活へと変化していくための方策をみんなで考え実行していくために努力したいと考えています。幅広い方々の知恵やアイデアが必要となりますのでご協力をお願いいたします。

様々な課題を乗り越え、住みよい村づくりを実現するため村議会とも相談し、しっかりと取り組んでまいります。

村民の皆様並びに議会議員の皆様のご支援をお願い申し上げます。令和3年9月22日、占冠村村長田中正治。

○議長（児玉眞澄君） これで村長の所信表明は終わりました

◎日程第3 一般質問

○議長（児玉眞澄君） これから一般質問を行います。質問の通告がありますので、順番に発言を許可します。

5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 私から埋立ゴミにつきまして村長に伺います。

一般廃棄物最終処分場の延命化は進んでおりますが、昨年9月の総務産業常任委員会の村内所管事務調査報告にて、ゴミの減量化の推進や分別方法についての丁寧な説明などを進めていただきたいと報告がありましたが、コロナ禍で人が集まれないためか、特に進んでいなかったと感じています。ゴミの減量化や資源ゴミの分別徹底などは早急に取り組むべき課題と捉えますが、現状どのようなゴミの減量対策を考え進めているのか、またどの程度減量できたのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 下川議員のご質問にお答えをいたします。これまで、減量化対策は平成30年度に策定した一般廃棄物処理計画に則り、3Rの啓発、マイバッグ運動の推進、ゴミの分別ハンドブック、あるいはゴミの分別辞典を配布し、ゴミ出しのルールとマナー、分別について周知をしてきたところでございます。

また、星野リゾートでは生ゴミの資源化を行うなど減量化に向けた取り組みを進めてきております。今年度は、村のホームページにおいて収集カレンダーをPDFにて作成し、ウェブ媒体での分別収集のお知らせを行ってまいりました。

また、実績として令和2年度から粗大ゴミの破碎処理を行っており、収集量21tの内、金属等資源ゴミは7.3tで資源化率34%となっております。令和3年度も、粗大ゴミの破碎処理を行っていますので、減量化が図られるものと思っております。ご承知のとおり、現在一般廃棄物最終処分

場には計量施設がない状態になっており、処分場に廃棄物搬入車両から降ろされたゴミ量を目測し、重量に換算して求めているため、概数の数値でしか算出することができない現状であります。しかしながら、今年度計量施設を建設中であり、来年度より運用を開始しますので、計量ができるようになれば、改めて対策を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 3Rの啓発ですとか、マイバッグとかはわかりやすいもので意識に繋げることはできたと思いますが、ルール徹底ですとかマナーを周知するという意味では配布物のみ、またはそのウェブ等を使っての啓発だけだったのかなと感じています。そういった配布物だけですと、やはり見た、見ないというものだったり、限られた人にしか届いていないのではないのかなと感じています。その分別の仕方自体は、どうしても細かいので、その分別の資料をいただいているけれども、細かいのでそれを全員が細かく見て分別しているかというところには繋がっていないかと思うので、対面での分別指導等も必要なのではないかと思うのですが、そういったことがコロナ禍ということもあって、人が集まれないからなかなか対面で指導することができないとか、そういったことはあったかと思うのですが、なにかの時にちゃんとレクチャーをするとか、捨て方のみんなの意識を統一するという意味では必要かと思うのですが、そういったことは今後どのように啓発活動というか、そういったものを進めていくのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員ご指摘の、それぞれ分別に対する意識統一、あるいはやり方のレクチャー等の説明会含めてもっと濃厚にすべきというご意見でございます。

過去の例を今調べてもらったんですけども、ゴミの分別の全体的な説明会については、1回やられていると。これは1回ですから十分とは思えません。そういったことを手厚くやる必要があるだろうと思いますし、議員おっしゃるとおりなかなか現状ではコロナ禍の中で人を集めることはできないということでございますので、なんらかの方法を通じてそういった説明を再度やる努力をして、新たな埋め立て地もできるわけですから、少しでも延命化を図るということも含めて、そういった取り組みをやりたいと思います。そういったことで一つよろしく願いをしたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 2点目の質問にも関連しますので2点目の質問に進めさせていただきます。

令和2年度のゴミの収集実績はコロナウイルスの影響もあり、ゴミの減量化ができたものと思います。しかし、今年の4月～7月の収集実績によると昨年の同時期に比べると、社会情勢が変化していることもありますが、事業系は大幅に増加しています。家庭系は若干減少しているものの、一般廃棄物処理基本計画のゴミ排出量の推計の一般ゴミと比較すると7月末の実績値では、推計の年間排出量629.17tに対し、約48%の304.28tの収集実績になっています。

ゴミの減量・分別を訴えるだけでは効果がやはり弱いのかなと感じています。

効果的な減量に向かうためにも、埋め立てゴミの有料化、または指定袋化が必要と感じます。

今のゴミの分別方法は、一手間かけて有料の専用袋に捨てる資源ゴミと専用袋のない無料で捨てられる埋立ゴミという認識になりやすいのではないのでしょうか。

リサイクル可能なものを資源ゴミにしてもらうためにも、資源ゴミより埋立ゴミを捨てる行

為が不便と感じないと即効性は現れないと感じます。このまま継続していけば近い将来、嵩上げた最終処分場もすぐ満杯となり、新たな施設を作るとなれば莫大な費用もかかります。ゴミを捨てるのが持続可能であるためにも、埋立ゴミの有料化が必要かと思いますが改めて村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ゴミの収集実績、あるいはゴミの有料化というご質問でございます。

令和2年度のゴミの収集実績は議員言われるようにコロナウイルス感染症の影響が大きく、事業系のゴミは緊急事態宣言による移動の自粛を迫られ稼働を制限されたことから、宿泊客数の減少によって大幅な減少になっています。一方、家庭系のゴミも外出自粛により、自宅で過ごす時間が増え、家庭内のゴミの片付けなども含めて費やす時間が増えたことで、排出されるゴミは増加傾向にあったということが考えられます。

分別方法では、資源ゴミが指定袋である一方、一般ゴミは指定袋でないために、議員ご指摘のとおり分別への意欲が少ないと感じていることも私も感じているところでございます。

資源ゴミ分別の意識を変えていただけるよう改めてお願いをするという努力が必要なんだろうと思っているところでございます。

それから、埋立ゴミの有料化の問題につきましても、過去の議会においても賛否議論を重ねてきたところでございます。有料化はゴミの排出抑制や、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革など施策手段として効果が期待できるものかなと思っています。

しかし、現状経済状況の悪化が続く中において、様々な負担が増えている状況を鑑みると、まだそのような時期ではないかと考えているところでございます。

います。そして、ますます地域の住民の皆さまの意見を聞きながら新しい村づくりに努力されることを願います。

とりわけ林業については、この間いろんな議論をしてきました。何回か申しあげましたように、いろんな取り組んできた課題について、いろんな問題点とか成果、そういったものはそれぞれ取り組んできたものの中にあると思います。そのへんについて、十分総括をしながら、より具体的に村として取り組んでいく部分を絞りながら、ぜひ林業政策については進めていただき後世に森林林業、木材産業の発展のための道筋を、ぜひこの4年間で作っていただきたいと思っています。そういった中で、これからいろんな取り組んできた課題について、私としても、一つ一つ議会の中で議論しながら、着実に進めていく方向性を見出していきたいと思っています。

今回については、木質バイオマス生産組合の事業の安定化ということでお話をしたいと思っています。

林地残材を有効活用した薪生産販売事業を手掛ける木質バイオマス生産組合は地元の3事業体で構成されています。一つは、木材に関連する事業体であります。二つですね。それともう一つについては、鉄工というか整備というか、そういったことでやっている事業体の中で構成されていて、当初いろんな問題があるということで、私はもっときちんと精査していくべきだということも話しましたが、結果的に当時の事情があって、3事業体で取り組まれているということです。それぞれ本業を持っていますから、木質バイオマス生産組合の事業の運営活動に日常的に関われる状況にはないのが実態です。このことについて過去、何回か指摘してきたところです。3月の村長の施政方針の議論の中で村長答弁では、木質バイオマス生産組合

の体質改善や経営改善に取り組むと答弁をしています。問題点、課題を解決し、事業の安定化を図っていくために、村長が二期目にあたり村長としてどのように取り組んでいくのか、まずそのへんについて伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 五十嵐議員のご質問にお答えをさせていただきます。

冒頭、大きな期待を寄せていただきまして、期待に添えるように頑張りたいと思いますのでどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

ご質問の木質バイオマス生産組合の事業につきましては、薪生産と本村の特産品として地位を築きつつあるメープルシロップの生産が主でございます。

薪生産につきましては、平成29年度に販売量が下げ止まった以降は、徐々に販売量を盛り返しており、昨年度は事業開始以来2番目、過去5年間では最高販売量となる250立方の薪を販売しております。一般住民や村外への販売量は平成27年と比較しますと、5倍ほどに達するというところでございます。

また、メープルシロップにおいても本年6月の販売開始からわずか2カ月で完売をしており、事業は着実に改善しつつあると感じているところでございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、経営体質及び事業の安定化という側面で見ますと経営陣が日常的に関わることが難しい状況にあるということは私も認識をしているところでございます。

本村が貸与している施設や重機類につきましても老朽している箇所や耐用年数を超えているものが散見できる状況となっており、決して良好な状態にないと考えております。このため3月の村政執行方針の答弁でも申しあげましたが、体質改善や経営改善は必要との考えのもと、政策的な対応が必要なんだろうということで、ま

ず昨年12月に採用いたしました地域おこし協力隊の協力を受けまして、経営状況の把握や分析、改善策などについても担当課のバックアップを図りつつ一定の整理ができるよう準備を進めていきたいと考えて現在進めているところでございます。

また、薪生産につきましては、本組合員以外の村内事業体がビジネスチャンスということで捉えて薪生産販売の事業化に取り組んでおりますので、そういったあらゆる選択肢を視野にこの事業体の在り方につきましては、今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 木質バイオマス生産組合のいろんな問題点や課題については、同じような認識だと思います。この間、今一つ言われていた、新たな事業体が薪販売をして積極的にのぼりを立てて販売を取り組んでいるということです。私は、それは大歓迎する。つまり競争することによって、お互いがそれぞれ販売販路を含めて自分たちで自主的に取り組んでいくということがなければ、なかなか村任せではこの事業は伸びていかないと思いますから、新たに民間の事業体が、薪販売をやっているということは競争がつくわけですから、これは木質バイオマスにとっても刺激になると思っています。

それはさておいて、木質バイオマス生産組合の事業を何回か覗きに行くわけですがけれども、活気がないというか、自分たちがこうやっているよというものが残念ながら出てきません。よくよく話を聞くと、事業の計画がきちんと働いている人たちに示されていない。つまり、どの事業体でも普通は1年間の事業計画を組んで、それに基づいて1年間、月別に生産をしながら実行していくわけです。そのことによって、きちんと目に見える総括をできるわけです。働い

ている人たちの話を聞くと、あるときにはこれだけ作れとか、そういった計画性がない中で進められているところに大きな問題があると思っています。これも過去の議会の中でも言っています。やはり、きちんとした1年間の事業計画を組んで、そしてできれば月別の生産量をきちんと計画を立てて、それに基づいて働いている人たちが、月最低でもこれを目指に向かって取り組んでいくということで、目に見える事業運営というのがされなければならないと思っています。そのへんについても、やはり直接3事業体で構成している人たちが毎日見に行けるような状況にもないようですから、そのへんの指導等も今後きちんとして、一番大事なのは実際に薪を生産したりしている人たちに、見えるような事業計画、事業運営というのを、ぜひとっていただきたいと考えています。そのへんについて、今後どう取り組んでいくのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員ご指摘の木質バイオマス生産組合、成り立ちからいきますと湯の沢の温泉ボイラーを導入する際に、北海道支援エネルギー普及促進推進協会ということでコンソーシアムが義務付けられ、本来意図しない事業者も「一緒になってやろうや」ということで組んだというのがこのスタートになっています。そのへんで、事業体個々が責任感なり、本来林業に対する向き合い方含めて、この木質バイオマス薪生産に対する責任感なり、情熱が不十分、欠けている点があるということは、これまでも言われてきましたし、そういったことなんだろうと私も思っています。ご指摘の職場に活気がない、あるいは従業員に対する方向性、計画性、これが示されない中で、そういったものがより欠けてしまうとは、正にそのとおりなのかなと思います。

これをどう改善していくのかということで、

先ほどご答弁申し上げましたけれども、協力隊の職員に経営含めて関与をして、中身を精査してほしいということでいろいろとお願いをしております。最終的には村として一定の関与をしながらこれらを改善していくことが必要なんだろうと思っておりますので、それぞれ一つの事業主でございますから、あまり無理やりなことはなかなか言えない立場でございますけれども、一定の関与をしながら、ぜひ今後の体制含めて、どういう方向がいいのかも含めて整理はしていきたいなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 一つ確認しておきたいのは、協力隊の人が確かメープルシロップを中心にやるということだったんですけれども、今の話では具体的な木質バイオマスの事業の中でのいろんな問題点や、課題、経営状況等々チェックして、より良いものにしていくということで任務を与えてやるということだろうと思うのですが、このへんについては、きちんとした3事業体にも十分理解してもらってやらないと「村が勝手になんでもやってるわ」という話では、また困る話で、少なくとも3事業体が責任を持ってやっていかなきゃならない事業なものですから、そのへんが一つと、協力隊の関係についてはぜひ、そういったことをきちんとやっていって、問題点やなんかをお互いに話していくということが必要だろうと思っております。

あわせて、前の林業問題でいろいろ話したときに、事業体との話し合いをきちんと持ってそこからいろんな要求や課題等々出していただいて、その中で村づくりの中に活かしていくということが必要だろうということを何回も申し上げてきました。実態としては、なかなか組織的な取り組みは、それぞれ仕事を持ってやってい

ますから難しいですけれども、そのへんについて、ぜひやらなければボタンの掛け違いとか、そういったことが起きてしまうので、事業体の人たちとも話をして、村にいろんなことを話したい、相談したいということがたくさんあるようですから、そういったものを聞いて問題点や課題を整理しながら一緒になってこの木質バイオマス生産組合の事業安定化に向けて今後も努力していただいて、村長が4年間やり遂げるときには、名実ともに自分たちで運営事業できるような事業体にぜひ作っていただきたいと思っております。最後にそのへんについての村長の決意を聞いて質問を終わりたいと思っております。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 冒頭ありました協力隊の任務でございます。協力隊主力はメープルシロップの事業化でございますけれども、事業体自体が経営というか、きちんと一つの会社としての経営が、僕から言わせると体を成していないと。会社としての形ができるように民間事業者で働いた経験もありますから、そういった経営も含めて、きちんとしたものにならないかと、そのへんを調査、指導してほしいんだという課題を与えております。最終的には、ぜひ一つの会社として自立できるような形となるようなものにしたいんだという意思表示はさせてもらっておりますけれども、これら今の現状も含めて精査する中から、どこをどうすればいいとか、そういったものをまず調査検討して、それを整理していくことが必要なんだろうということで、先ほども申し上げましたけれども、それぞれ一つの会社を持っている人たちですから、なかなか難しい面ありますけれども、そこらへんは思い切って伝えてやりたいなと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで3番、五十嵐正雄君の一般質問を終わります。

続いて4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 早速ですけれども質問に入らせていただきたいと思います。

大きく2点、選挙公約からですね。

まず1つ目ですが、移住・定住や地域特性を生かした集落支援について、これまで移住・定住に関しましては多くの議論と取り組みを講じてきたと思いますけれども、移住・定住促進に対する取り組みの成果、実績と今後の取り組みについて具体的に伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 細谷議員のご質問にお答えをいたします。移住・定住の促進に関する実績でございますが、占冠村定住促進条例に基づく補助実績を申し上げますと、過去3年で17件、349万3千円となっております。その内、新築は2軒であり、今年度においても1軒の新築に対する支援を行っております。移住対策では、都市から地方への移住・定住を図る制度を活用した、地域おこし協力隊を過去13名採用し、6名が本村に定住をしたほか、北海道と協同で総務省関係人口創出事業モデル事業を実施し、本村の魅力をPRすることで道外から1戸3名の移住実績がありました。

また、新規就農対策においては既存農家のご協力もありまして、ここ数年で中央・ニニウ・トマムへの新規就農が進むなど、地域を支える人が増えつつあります。その他、トマム地区における占冠村定住子ども応援民間賃貸共同住宅の建設により、村外からの移住があったり、この間取り組んできた空き家バンクの活用によりまして、物件の売買実績も出てきており、移住の検討が進められていると聞いております。今後の取り組みについてでございますが、こういった様々な取り組みにより、蒔いた種が実を結びつつあると感じておりますので、この間取り組んできた施策を定着してまいりたいと思ってお

ります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 村長の所信表明の中にもあります移住・定住、集落対策にも関連性がある総体的な取り組みが必要ということでもありますので、2つ目の質問としまして、地域特性を生かした集落支援とありますけれども、具体的に説明をお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 地域特性を生かした集落支援ということでご質問でございます。

占冠村の集落対策方針というのが立てられまして、それぞれ特色ある地域であるということで、その地域ごとにどういったことができるのかという議論をさせていただいております。

そういった中で集落の特性として、例えば双珠別は農業を中心とした集落である。中央は生活基盤を中心とした集落である。あるいはトマムは観光を主体とした集落である。占冠については高齢化が進んでいるものの、地域コミュニティが良好な地域である。といったような一つの地域としての特性、これをどう生かして地域づくりをするのか、というのが課題になって進められました。

ここには住民の皆さんにも参加しながら議論いただいたわけですが、私は村政執行の基本をすべての村民が報われる社会を目指し、住み続けたいと思える村づくりを念頭に進めたいということを申し上げてきました。地域の住民の思いは、それぞれの農業や年齢、地域などによって様々でありますけれども、人口や財政面などから、地域の選択肢の幅が限られたものであるとしても多種多様で時と共に変化する住民ニーズの中から、住民相互そして行政と住民との情報共有に基づく議論をとおして、より多くの住民が納得できる地域を作り上げていくことが大切だと考えているところでございます。

昨年、こちらの集落対策についても地域住民の意見を聞きながら占冠村集落対策方針の見直し版を策定させていただきました。地域ごとの課題や、今後の方向性、行政が取り組むこと、それから住民が取り組むことなどが議論され、これらを取りまとめたものとなっております、今後において実践が求められるだろうと考えております。

その他、住民参加、協働による村づくりを基本に、住民活動推進事業や自主創造プログラム、あるいは地域カフェ補助事業など、様々な既存事業の継続を続けるほか、占冠村集落対策方針の実践を進めたいと考えております。ただ少子高齢化の社会にあってなかなか思うように集落自体がうまく機能しない場面も多々発生しているとは自覚しておりますけれども、なんとかこういうものを乗り越えながら集落として機能するものを作りたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） ただいま説明を受けましたけれども、他市町村において移住・定住、集落支援等が成功している事例をみますと、かなり思い切った施策を積極的に斬新的に行っております。例えば、本村にも当てはまる場所もありますけれども、観光振興に向けた取り組み、リゾート観光事業者との連携、地場産業を活用した農林業との連携、六次産業化、企業化支援、具体的な支援内容の提示、ここでは具体的に他市町村の具体的な金額等は説明しませんが、その他にも住宅建設、子育て支援、土地分譲賃貸、医療費、それから田舎ならではの良質な住環境の提供、福祉の村づくり、最近ではテレワークワーケーションの環境づくり、こういったものを占冠ならではの地域創生を目指した明確で積極的な策を講じなければ地場産業の振興、集落支援には繋がらないと考えます。

村長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員、思い切った明確な策を打ってぜひ集落対策をしてほしいということでご意見をいただきました。

確かに、他市町村の事例数多くあります。私を感じるのが、都市近郊の市町村がどうしても事例の成功例として多く感じています。北大の先生が鶴居村をあげるんですね。子育てと医療を含めた住環境を含めた生活環境の整備と。多くは釧路方面に仕事をしに行き通っている中で、地域に暮らしていただくという人口増。いってみればパイの取り合いをしてきたところがうまくいったところは、そういったところが多いように思います。確かに、思い切ったことをすればもしかしたら来てくれるのかもしれない。ただ、占冠にあった定住・移住、農業者であったり、観光事業者であったり、様々な要素を持った方々がここを選んでもらえる環境と支援を作っていくしかないのかなと思ってまして、先ほどいろいろな私の答弁の中でも様々な事業や様々な取り組みをご紹介して成功事例として若干の定住者、移住者がありましたということをお知らせしましたが、そういったことの積み上げで定住者を増やしていく。基本的に占冠村の人口が倍になったり3倍になったりすることは私ないと思っていますから、ここで暮らしている人たちがしっかり暮らせるような環境づくりをする中で、新たな移住者、定住者を迎えられる条件整備をしていくということの組み合わせなのかなと思っていますので、そんなこと言っていたら「地方に負けちゃうよ」というご意見もあろうかと思いますが、その中でそういったことで、いろいろなご意見をいただきながら何が有効なのかも含めてこれから検討しながら施策については進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 村長の所信表明の中にも、林業事業者の確保などが進まない現状を解消するため取り組みを進めますとありますが、先日議員で視察を新規林業者の研修をしてきたところでありますけれども、概ね村の生活については満足をしているようですが、ただ住宅の問題、楓団地狭い、公営住宅の老朽化、それから条件、あとは宅地ですとか借家の数が少ないとか、そういったところ問題は山積みと思えますけれども、一つずつ解決して村ならでの目標を明確に示して進んでいくことが大切と思います。これで1つ目の質問を終わらせていただきます。

続いて、2つ目の選挙公約、様々な要因に対応する防災対策の拡充について。

まず1つですが、防災対策の拡充とは備品の拡充か備品倉庫の拡充も含む考えなのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員ご質問の様々な要因に対する対応ということで、災害においては台風や大雨による河川の氾濫、あるいは雪害による停電等々、いろいろな原因による災害がこれまでもありましたし想定されているところです。そういった意味で様々な要因に対する備えという意味合いの言葉と理解していただければと思っておりますけれども、実に様々なものがございまして、その対策につきましても、あらゆる場合を想定しながら、ハードな面のみならず、ソフト面での対策も進めてきたところでございます。近年では、コロナ対策の地方創生臨時交付金や北海道の地域づくり総合交付金などを活用しながら、各種の備品や非常食等の拡充を進めるとともに、地域防災組織の育成支援や村内小学校における防災教室の実施、あるいは村内各地で行われる防災訓練への防災担当者の職員

の派遣など等含めて、ソフト面での防災対策も強化しているところでございます。

備蓄倉庫につきましては、まず整備を進めている備品や非常食等がありますので各避難所に適切に配布保管していくことが重要と考えておりますので、今大きく備蓄倉庫を拡充することは考えておりません。村内各地に必要な量を配備するという状況でございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） では2つ目の質問に入ります。

国土交通省の道の駅機能に災害時には防災機能を発現とありますが、道の駅自然体感しむかっぶの防災拠点化について考えをお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 道の駅の防災機能の強化についてでございますけれども、以前、平成31年の6月定例会でも他の議員からご質問をいただいたところでございます。

村として国土交通省の防災道の駅の選定要件について調査したところ、当該道の駅が都道府県の広域的な防災計画に位置付けられること、あるいは同時に国土交通省と都道府県で作成する新広域道路交通計画に広域的な防災拠点として位置づけられること、建物の耐震化あるいは無停電化、通信や水の確保等により災害時においても事業実施可能な施設になっているか、若しくは3年以内に整備される具体的な計画があるかなどが求められておりまして、かなりハードルが高いものであることがわかりました。とはいえ、従来から占冠村の道の駅も暴風雪により車両滞留時における一時避難所などとして活用されてきておりまして、災害時に避難者を受け入れることができる一定程度の体制整備が必要であると考えております。今後におきましても、一時避難所として必要な物品の整理や運営方法について指定管理者とも連携しながら取り進め

てまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） まず道の駅の機能なんですけれども、休憩機能、24時間トイレ・無料でできるトイレ、それから情報発信機能、道路・観光・緊急医療、それから地域連携機能、文化・観光・地域振興・防災施設とあります。昨冬の大雪で各近隣の峠が一時通行止めとなつて十数時間本村も孤立状態となりました。立往生車が占冠村の駐車場に十数時間孤立したのですが、その時には道の駅は通常通り18時に閉館をして、その後24時間トイレのみでの対応でした。

隣の南富良野の道の駅では、緊急対応として道の駅を開放しております。そういったことも含めて今現在、道の駅自然体感じむかっぷでは日本道路建設協会からの提供された発電機1機、それからAEDだけの装備しかありません。今後、道の駅の機能を防災拠点として今一度構築すべきと考えます。

関連しますので、3番目の質問に入らせていただきます。占冠村における防災担当者は総務担当者で多岐に渡る業務を行っている。防災担当を兼務ではなく専門員の配置及び防災対策室を設置し住民の安心・安全、命と財産を守る、未然の防災対策や行動訓練、リスク情報の周知、避難行動のリアルタイム提供を行うべきであり、近年の気候変動も顕著であり早急に進めるべきと考えますが、村長の考えをお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 防災対策専門員に関わつてのご質問かと思えますけれども、この専門員については、各自治体置くことによって国の助成金等々もあるかと聞いております。実際のところ現在も占冠村においては、災害発生時には自衛隊はもとより、北海道開発局、あるいは北海道、気象庁などからリエゾンと呼ばれる災

害対策現地情報連絡員が即座に派遣をされ各関係機関との調整、情報連絡を行っていただいております。これらのリエゾンは村外から災害時のみ派遣されるため、占冠村の地理や、村民一人一人の情報には決して詳しくはない状況でございます。しかしながら、実際の災害時には停電の際に人工呼吸器を使用している方は誰か、あるいは一人暮らしのお年寄りはそのような生活をしているのかなど、地域の事情に通じた職員等による連絡調整と迅速な判断が特に重要となります。

今後におきましては、役場職員の定年延長等も予定されていることから、これらの職員の活用も視野に入れながら地域の状況に詳しい者を防災対策等の職員として配置することも検討したいと考えており、そういった人員の検討をしたいと考えております。ご質問の防災対策室の設置につきましては今のところ予定はしておりません。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） まず皆さんもご承知のとおりですけれども、近年の気象状況の変化は著しくて、例えば30ミリを超える降雨量に関しては1997年から1986年、17回だそうです。それから2007年から2016年まで約32回、これは30年前と比べますと約2倍になっているというデータもあります。特に2016年の台風線状帯による空知川氾濫、トマム地区にも甚大な被害をもたらしました。今後はさらに短時間の強雨の発生回数が予測され、今までにない想像を超える事態が起きたときの対応の業務は膨大な量に膨れ上がります。対応が遅れ被害が増大されることも想定できます。気候変動の影響、気候変化は想像以上に早く進んでおり、毎年状況は変化しております。先ほど村長がおっしゃられた防災対策員等の配置、早期対応を行うべきと考えます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 災害対策に関わる防災対策専門員については、今のところ考えておりませんが、近々に雇用延長含めた制度改革が行われますので、その中で有効な人員配置をしたいなと思っております。これまでも、議員言われた降水線状帯による大雨の際も、災害対策本部で職員、あるいは消防団、消防含めてこの活動がされてきましたし、毎年そういった訓練もさせていただいておりますので、想定外っていうのは確かにありますけれども、その中でそれらも予想しながら、うまく機能する動きができるような訓練をしながら対応をしていきたいと思っておりますので、まず避難所をきちんとして早い避難勧告を出して逃げてもらうということが一番重要なかなと思っておりますので、それを念頭にしながら対策を打っていきたく思いますのでご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 想像を超える事態が起きた時の対応ですね。これらについて事前に早期対応をすべきだと考えます。質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） これで4番、細谷誠君の一般質問を終わります。

ここで少し早いですが、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） それでは一般質問をさせていただきます。

6月の定例会の時にもちょうど北海道は第2

回目の緊急事態宣言ということで、今回9月の定例会なんですけれども、今は北海道第3回目の緊急事態宣言の期間中ということでもあります。

質問のタイトルなんですけれども、6月定例会と同じコロナ感染拡大に伴う観光事業者等の支援についてということで、6月よりは一步掘り下げた質問をできればなと思っております。

それでは（1）前段の部分なんですけれども、3回目の北海道に発出された8月27日の緊急事態宣言も9月30日まで延長され、コロナ感染拡大は収束の見通しが立っておりません。昨年、村のコロナ対策支援事業、村の要綱といいますか、概要では新型コロナウイルス感染症に関する緊急施策としまして、その公共施設ですとか、村内事業者等の感染防止の対策の関係、それからコロナに伴う収入が減少したのに関わる事業の継続対策、それから9月には農業持続化給付金、それから村外の人を対象にしたプレミアム券、村民を対象にしたプレミアム券、生活への影響緩和の対策ということでその概要を見てもなかなか覚えきれないくらいのメニューがたくさんあったように記憶しております。

村の昨年の対策の事業は、ほとんどは地方創生臨時交付金が充当されたと思っておりますけれども、昨年度の臨時交付金の交付実績と今年度の見込み額、それと国から臨時交付金についてどのような情報をいただいているのか、まずこの点についてお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員のご質問に答えをいたします。議員おっしゃるとおり、本村における新型コロナワクチン接種は9月28日をもって接種希望者への接種が終了となります。国内の接種率も順調に伸びておりますが、新型コロナウイルス感染症はいまだ収束をみせず、地域経済は甚大な影響を受けております。そこで、昨年度の地方創生臨時交付金を活用した新型コロナ

対策の実績額でございますけれども、占冠村事業継続支援金で2490万円、占冠村事業者感染防止対策支援金で1750万円、学校保健特別対策事業で820万円等々、16事業で7495万4千円を執行しております。今年度の見込み額としては、防災拠点施設感染防止対策事業で935万円、占冠村事業継続支援金で762万円、占冠村事業者感染防止対策支援金で579万円など、12事業で6300万円程度となる見込みでございます。

国の動向といたしましては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により経済活動への影響が全国的に生じていることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し、地域の実情に応じてきめ細かく支援できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付が決定しております。交付金額の算定方法は、事業所数を基礎として財政力を反映して算定されており、本村への配分は194万1千円と大変少額となっていることから、現在その対応を協議しているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） ただいま、実績額ということで確認なんですけれども、前段に答弁されました16事業で7495万4千円、それからこれからの部分で6300万という数字でした。最後のほうで追加交付金で事業所の規模ですとかで財政力を考慮して194万1千円ということで、前段の部分の6300万円は、繰り越しの影響で令和2年度の予算を令和3年で繰り越したということなのかの確認と、194万1千円の額については、令和3年度について村長は微々たる額と言っていたのですけれども、令和3年度の昨年度という地方創生臨時交付金の交付額が決定で今の段階で194万1千円という理解でよろしいのかまず確認したいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 事業支援額ですけれど

も昨年度の支援額が16事業で7495万4千円、議員おっしゃる繰り越しの部分については今年度に繰り越した分が935万円、したがって昨年から引き続き合わせますと1億3795万4千円、これが事業として交付した額です。このほかに、プレミアム商品券とか、こういうのはまた別になりますので、これはあくまで支援金の部分です。最後に申し上げた新たな地方臨時交付金、国が示しているのが、占冠村に該当するのが194万1千円ですよということなので、194万1千円を実際に感染防止対策支援金1本やろうとしても500万くらいのお金がかかりますから、実際にこれを執行しようとするときは、194万1千円ではほとんど事業としては成り立たないという額の交付決定をいただいていると。これを活かしながら今後どういう支援ができるのかということを検討するというところでございます。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 交付額の関係については理解いたしました。それではこれを基にといいますか（2）にいきたいと思います。

6月定例会の一般質問での村長の答弁は、コロナ感染拡大の厳しい状況の中において基本的には観光関連事業者等は収入が減少している場合においては、国や道が行っている支援金をフルに活用していただき、村としては今の答弁ともマッチする部分があるかと思うのですけれども、国の臨時交付金の状況によるが現在の厳しい状況が継続するようであれば財源を検討し補正予算措置等を検討したいという内容でした。国の支援としては、昨年の持続化給付金に準ずる施策として、条件を満たせば事業収入が50%以上減少、1月から3月までは3カ月をとおして一時支援金、個人事業者については上限30万円、それから4月から6月までは月次支援金としてこれも条件付いているのですけれども満たせ

ば支給されております。個人事業者については上限1月につき10万円です。これも9月までは対象となることは決定済みですけれども10月以降も月次支援金は継続予定になるそうでありませう。

また、北海道が第2回目の緊急事態宣言を受けた期間、5月16日から6月20日の期間にアルコールの提供を行う飲食店が営業時間短縮に応じれば北海道緊急事態措置協力金が給付されております。今現在の第3回目の緊急事態宣言期間の8月27日から9月30日に営業時間短縮に応じれば北海道緊急事態措置協力金が給付されるようになっているようです。観光関連事業者、飲食事業者、宿泊事業者の商工会経由の申請件数は昨年とほぼ同様であるとのことです。この申請状況をみても、緊急事態宣言等の影響で、かなりの収入の落ち込みが激しいものと推察することはできます。

先ほど村長の答弁、6月の答弁読み上げましたけれども、6月の段階で村内の事業者等が経営的に厳しい状況であれば、財源を検討するという条件付きなんですけれども、支援を考えたというのか補正予算を組みたいということで、何らかの姿勢をとるといっても答弁の中から読み取ることができました。今、この実際3回目の北海道で出されている緊急事態宣言の中で5月、6月、7月飛ばしますけれども、8月、9月と、言ってみれば継続して緊急事態宣言が発せられて厳しい状況が進行していると思うんですね。それで、6月の定例会の時にも支援をどのようにについて考えているのかということをお聞きしました。今、6月からこの9月までの3カ月間経って村として観光関連事業者の現状をどのように認識をして、この厳しい状況という捉え方をもしするのであれば、地方創生臨時交付金が194万ということで前年から比べたら桁が違うという部分があるのですけれども、その

今の状況をみたときに村は、臨時交付金というのか補正予算等を組む財源が見つからなければ、なかなか昨年行ったような村独自の支援は考えづらいのかな、難しいのかなという部分も含めて観光関連事業者への支援についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） この新型コロナウイルス感染症の影響は観光を基幹産業としている本村においても甚大でありまして、2020年の観光入り込み数は前年対比42%となっております。安定した観光入り込み数の増加には災害や感染症、あるいは国際情勢などによる影響の縮小化が必要でありますけれども、1地域では如何ともしがたいものがあります。地域としては、回復期において観光入り込み客数を増加させるためには、なんとしても地域の事業体を維持していかななくてはならないと考えていることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して四半期ごとに1年を通した支援を行い、この事業継続支援金事業者に対してこの度は5581万円を交付してきました。1年間です。

また、新型コロナウイルスの影響により落ち込んでいる消費及び購買力の早期回復と村内での経済循環を高めるため、プレミアム商品券事業や、ようこそしむかっぶ商品券事業、それから占冠村民割商品券事業を実施しまして、6674万6千円の実績となっております。これらが村として支援をしてきた内容であります。

一方、国、北海道における新型コロナウイルス感染症関連施策支援状況でありますけれども、商工会で把握しているものに限りませんが、令和2年度は持続化給付金が申請件数で29件4044万円など8273万円総額ですね。それから令和3年度は6月分までの数字でございますが、一時支援金が申請件数で21件で990万円、月支

援金は延べ申請件数24件で342万3千円、それから北海道緊急事態措置協力金は延べ8件で360万円など北海道分が1702万3千円となっております。したがって、村の支援あるいは国の支援、道の支援の総額がそういった内容となっております。

村独自の支援につきましては、大変大きな財源が必要となります。先ほども申し上げましたが、今回、国から示された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は194万1千円と大変少額であります。その有効活用については、現在協議をしているところですが、状況に応じて一般財源の上乗せをしながら、財政出動を念頭に置いて商工会とも協議をする中で、臨機に対応してまいりたいと思っております。

商工会からは、村内事業者の現状について売り上げ減少、それから今の売り上げ状況含めて数字的にはいただいております。ただ、それに村の支援、あるいは国の支援、道の支援、これを売り上げにオンしてないものですから単純な減少率となっておりますので、このへんの精査をしながら、実際にこの事業体を維持しなきゃならない、どういった支援が必要なのかということも含めて、再度精査をして支援内容を決めていく必要があるだろうと。私としては基本的には、次の観光事業に 대응するために感染防止のための支援をやる中で、そういった観光客を迎え入れるための準備のための支援、これくらいとこの財政規模からしてできるのではないかなということを考えておまして、いずれにしてもこの国の支援含めて使い道について、今検討しておりますので、一般財源の上乗せが必要な場合には、臨時議会等でもご相談をしながら、補正予算で対応したいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 今の内容は理解しまし

た。言ってみれば村長は、6月の議会で答弁された支援をするにしても財源を検討ということで、そのへんでやっぱりすごく悩んでいるのかなという今までの答弁を受けて思いました。それで、最後後段で言うておりました昨年まで実施してきた村の独自策については今年の臨時交付金が桁の違う194万1千円だけれども、一般財源をオンして各事業者に昨年のような事業継続支援金じゃなくて、元から絶つといただきますか、その感染拡大防止のほうにシフトして、国の交付金194万1千円では足りないので、村の一般財源をオンしてそちらで対応していくことを検討するという内容の認識でいいのかそれだけ確認させてください。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） はい。

○議長（児玉眞澄君） よろしいですか。

○6番（小林 潤君） はい。了解しました。

○議長（児玉眞澄君） これで6番、小林潤君の一般質問を終わります。

続いて1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 午前に引き続き一般質問対応ありがとうございます。私の質問、議長の許しを得ましたのでさせていただきます。

質問の1としまして、村有住宅、村営住宅の環境整備の進捗状況はということでお伺いしたいと思います。

平成28年3月の定例会、平成30年の9月の定例会において、この表題について質問させていただいております。結果としては、周辺整備、国道沿いの住宅等の整備は概ねされていて、国道を通っていても綺麗になっているなどという認識はしております。ただ一歩入れば、空き家になっている村営住宅、特に宮下の山沿いの住宅1件が入っていて、その方が出られてから空き家状態となっております。見ますと木は生い茂り、ヨモギは生え茂りという形で全然見えて

いないところはそのままという状況にあります、これはいかがなものかなど。ましてや、近隣には人が住んでおります。虫も湧きます。そのへんのことを考慮していただいて、年に1回なり、ちょっと生い茂りすぎるなという時期になったら、整備していただくというのがいいのかなとは思ってみてまいりました。

最近、湯の沢温泉横の村営住宅、経営状態も思わしくないから退去しますということで空き家になったようでございますが、そこも本当に荒れている状態でちょっとひどい状況の退去の仕方かなと思っていました。いたるところそういう状態の空き家が村営住宅、村有住宅に多いということで、今後このような住宅が解体するまでも何年もかかるということで、防犯上また近隣に誰も住んでいなければそれで良いのかなとは思いますが、そうではないので迷惑この上ない状況であると思ってそこについて伺いたいと思います。

1番目でございます。入居していない村営住宅周辺整備を次年度に向けての計画をされるかどうか伺います。また老朽化が進む解体待ちの住宅の維持管理、ここ最近は刈っていただいているので、整備していただいているのであれですけども、お金のかかることですので今後もこのようにしていただけるという計画は立てられるのか、このへんをお伺いします。

村営住宅には私物を置いたまま退去というか居住していない住宅、言わせてもらえば字占冠の教員住宅は私物も残っております。これでは解体も進まない状況にあります。そのへんのことをどう対応していくのかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問にお答えをいたします。議員言われているとおり、28年、30年と老朽化が進む村営住宅の処理については、なかなか取り壊し含めて進んでいない

という状況については私も承知をしておりますし、なんとかしたいということは思っているところでございます。

現在の空き家でございますが、昭和56年以前に建設された建物となっております、入居募集をしていない建物となっております。すべての村営住宅の空き家について、建物周辺の草刈、建物周辺の除排雪、屋根の雪下ろしを実施して維持管理を行っている状況です。

ご指摘の、宮下の住宅についてそういった環境になっているとすれば、そこは管理不行き届きというか、管理がきちんとされていないということで、改めたいと思いますけれども、宮下B団地につきましても、社会資本整備総合交付金を活用して今年度解体予定ではありましたが、村の事業の優先順位等々も踏まえて先送りになったという現実もございます。この交付金を使いながら計画的には解体をしていきたいと思っております。

いずれにしても老朽化等で解体待ちの住宅の維持管理については、今までどおり建物周辺の草刈、それから建物周辺の除排雪、屋根の雪下ろし等を実施してまいりたいと思います。

それから最後にご指摘がありました、占冠の教員住宅でありますけれども、現状荷物を置いて居住者がいなという環境になっておりますけれども、実は家賃は先にお支払いを受けています。こちらから一方的に解約ができないということもありますので、今のところは環境管理をきちんとしてまいりたいと思っているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 今の答弁で、家賃を払ってれば居住していなくても荷物を置いてるっていうのは、借りている人が維持管理というか周辺整備することが条件だと思うんですが、そのへんの契約というか、維持管理は本人がす

るべきということになっていると思うんですが、家賃をもらっているからそれで良いんだということにはならないと私は思うんですね。ましてや公営住宅を借りている方たちの見本にもなってしまうのではないかと思います、そのへんの状況はどう対処するかということも必要だと。そして借主に対しての村としての対応の甘さもあるのではないかと思います、そのへんの状況も一度お答え願います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 私が申し上げたのは、家賃を払っているから居てもいいということではなくて、家賃を払っている人を無理やり出していけということとはなかなか難しい、法律的にです。できないでいるのが現状です。したがって、管理だけはきちんとしてもらうということをお伝えしていると。ただそれが守られるかどうかについては、村は責任を持って管理をしていくということでありまして、もらっているからいいという表現ではないのでそこらへんを間違わないようにお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 間違っただけを解釈したわけではないのですが、荷物だけ置いて居ないというのは、1年なり2年なり条件付けるべきではないのかなと思うんですね。それでは予定されている解体も進まないと思います。ましてや私物ですので村としてはどうにもならないものです、そのへんの対応をしていただいで計画通り解体の方向に進めるべきだと思いますのでそのへんの対応をもう一度考えていただきたいと思います。

1番目の質問はそこまでにさせていただいて、2番目の湯の沢温泉の先ほども申しましたけれども、退去の状態は本当にこれでいいのかと思いますし、ましてや温泉で人の出入り、地方の方が最近本当に多いですね。利用客が、まして

や温泉に繋がっている建物と解釈ができる状況にありますので、このへんは入居募集もしないかなと考えますので、早急な取り壊しの計画があるのか、ないのかそのへんお聞かせ願います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 湯の沢団地の利用状況でございますけれども、湯の沢団地につきましては昭和54年建設の建物でありまして、長寿命化修繕計画では退去後、除却予定となっております。したがって解体をするという計画になっておりますけれども、社会資本整備総合交付金を活用しますので、交付金要望の性質上、早く令和5年の解体になると思われま。その時の事業の優先順位によって多少前後はあると思っておりますけれども、今の交付金の状況では令和5年度ぐらいだろうという想定をしているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） あと2、3年かかるということですね。解体までに。今の状況を見ますと、柵かなにか板張りするとか、誰かが入っては困るのでそういう囲いの状況をしていただくというか、そのへんの計画はあるのでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村営住宅として利用しないということになりましたら、やはり村として危険なものはきちんと整備をして施設管理をしていくというのが基本になると思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） そういうきちんとした維持管理をしていただきたいと思います。

3番目の質問に移らせていただきます。村有住宅、教員住宅は別として村営住宅が固まっているところのそこも解体予定の住宅、今1件入ってらっしゃいますが、他3件入っていないと

いうことで板張りされていたりしてありますが、そういうところもきちんと管理していただけるということでもよろしいのか。そして、今後もそういう村営住宅、村有住宅は村としてどのように考えて維持管理していくのかの計画があるのかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 宇占冠の村有住宅につきましては、議員言われるとおりの1戸入居されていて、他の住宅もそうですけれども、空き家分については村が草刈とか屋根の雪下ろしとかそういった管理はさせていただいておりますので、ここに住んでいる方が全部やるということはないと思います。村がそこはやるということになるかと思えます。

占冠の村営住宅も1棟は交付金の計画に則って2棟ですか、取り壊しが終わってしまっていて、その順番で行く予定でしたけれども、今現在ああいうことになっているということでございます。いずれにしても、議員の皆さんにも長寿命化修繕計画についてご説明を申し上げておりますので、やはりその計画に則って、壊すもの、建てるもの、修繕するものということで進めてまいりたい。年度については、財政状況にもよりますので多少のずれが生じてきているという現実もありますので、そのことはご承知置きをいただきたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで1番、大谷元江君の一般質問を終わります。

続いて2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） それでは早速質問に入ります。

まず質問の1点目でございます。農協跡地建物の活用方法についてということで、以前3月の議会でしたか、村長に農協が引き払った後の使い道についてということで、なるべく農業関

係者が活用できるような方向で検討していきたいというような状況であったわけなんです、その後なにか今現在検討されているものがあればまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員のご質問にお答えをいたします。

農協後の建物の活用ということでございます。現在使われていないというのは現状でありますけれども、施設利用についていろいろと検討はさせてもらっています。とりあえず直近では、衆議院議員選挙及び国民審査の投票所として活用する予定でございますけれどもこれは一時的なものでございます。

また、旧農協の1階につきましては元々事務所として使用しておりましたことから、事務所として貸し出しをして賃料収入を得ることが有力な活用手段の一つではないかと考えております。現在、村商工会等の事務所としての使用はどうかとか、前回もありましたけれども道東自動車道の4車線化に伴う10年に及ぶ長い期間になりますので、道東自動車道の工事の際の現地施設の活用ということもあるのかなということも考えたり、今いろいろと考えておりますけれども、今後優良な賃貸人の確保についても関係機関へ働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また議員言われているとおり、契約等には定められているわけではありませんが、JAふらのから建物寄附にあたり農業者のためになる活用をご検討いただきたいというご希望もございましたので、この建物に関する農業者の皆さまのご希望や運営方法に関する提案などもあればぜひ参考とさせていただきたいと思っております。現状2階の会議室を農業者用にどうだろうというようなことも含めて考えております。

あわせてこれをここで申し上げていいかどうか

かというのはあるのですが、いずれにしてもこの総合センターの改修の検討をしなければならぬという時期にあります。そういったこともあわせて、あらゆる諸事情を考慮しながら農協の施設、それからこの総合センターの施設のあり方を含めて利活用に関する検討を進めさせていただいて、またご相談をさせていただければと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今村長から、今現在検討中、また今後において可能性のあるものというお話伺いました。

2つ目、私からのちょっと提案という形になりますか、こんな考えもあるのですが村長のお考えどうでしょうかというような形にしたいと思います。

今まず農協の建物をみますとそれなりの建物の要素をなして、まだまだ使えるのかなと。いった中で、直近というかある程度近い時間帯の中で使い方が確定しないのであれば、私としては農林課を農協建物に分室を進めるというのはいかがなものかなと。条件的にもいろいろ電気水道等々、下水も整備されていますけれども、具体的には当然ネットワーク設備等が今標準になっておりますので、それも距離的にそれほど離れていないので、大したコストかからないで素人ながらいけるのかなと。

じゃあなんでそんなこと考えるのかってところなんですけれども、今こういったコロナ状況下において庁舎等々、我々も利用する中で一つ感じているのが、職員の若手の方々が入ってきていただいた結果もあるのかなと思うんですけれども、ちょっと過密化が進んでいるかなと。

また、実際利用する中である程度村民の方、年配者の方もそれぞれそれなりに多い中で、カウンターで長い立ち話もなかなかできないとい

う状況下にあるかなと。そうした場合に、ある程度のスペースを確保いただいて、広く農業関係者、林業関係者そういった方々が行政の方々と打合せしたり等々進める中でそれなりのスペース、ゆったりとして働く方も含めて三密対策は進めていかなきゃならないだろうと。そう考えてみたときに、今農協の建物というのは1階、2階ありどう使うかは今後の検討をしていただければと思うのですけれども、それなりのスペースがあるだろうと。そういった形で行けば1階フロアでもございますし、今言ったように元々事務所としても使っているしそれほどコストかけずに、また住民サービスにもなっていくんじゃないかと。当然、そして分室化することによってまた空き室が出てきます。空きスペースが確保できるので、今現在のスペースのそれぞれゆったり感というか、三密を避けた形での再フロア構築ができるんじゃないかなと思います。ですから、もし検討の中にこの言ったことを検討いただける考えはないかなということでお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 農協の会議室、事務室の扱いについての一つの考え方ということで、新型コロナウイルス感染症に対する三密対策や業務継続確保のために農協を活用することも十分検討に値するとも考えております。

ただ、役場機構の一部を外部に出すということは過去にも議論されて福祉課をあっちへ持っていったり、教育委員会をコミプラに持っていったりとか、いろいろな議論はされたことがございます。そういった議論を通じてでも、役場機構の一部を外部に出すことによって新たな経常経費の増大や農林課が同一の建物内にある時に比べて、相対的に事務決裁手続きが遅くなる等々のデメリットも片一方ございます。

したがって、現状におきましては農林課

の分室化によるメリットとデメリットを考慮に入れると分室化はしないほうがいいのではないかと私なりに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 農協建物の使い方として、村長の考えとしてはちょっとメリット、デメリットそれぞれある中で、検討を今の段階でちょっとデメリットのほうが多くなるんじゃないかなど。過去にも同様な分室について検討された経緯もあるんだがというようなお話であったと思うんです。だからこのもし農協建物の活用方法として、一つの提案として私申し上げましたけれども、デメリットが多いということであれば、逆に一つの農業者、林業者に関わらず役場関係の訪問者があったときに今現在打合せする場所等々がなかなかなくてうろうろして年配のなんか遠慮しちゃうと思うんですね。やはり住民の声を広く吸上げたり、声をまた住民の方々に届けていく。これは行政にとって大きな役目であるわけですから、このスペース確保というところを逆にどうしていくのか。課は分室しないまでも、そういった使い方、農業、林業に関わらずというところをちょっと検討いただければなど。先ほどの検討の中に織り込んでいただければと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほどの前問での利用方法も含めて、私申し上げたとおり総合センターのこの改修時期を迎えて利用方法も変わってくるだろうと思っていますので、その中でそういったことも含めて、先ほど言ったように農協の施設も含めてどう活用するのかっていうのも議論の俎上にあげたいなと思っていますので、議員言われている内容も含めて検討材料とはさせていただきますと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 次の質問にまいります。

専決処分について、コロナ禍における全国自治体の多くが専決処分多発というようなのが、皆さんもご承知のように新聞で大きく踊ったのかなど。自治体の大きさによっては億単位の金になるかと思えますけれども、一方本村においては6月議会では17件の専決処分が報告されております。その中身を見ていくと当然時節柄、専決処分せざるを得ないものが多かったのかなと思います。

私としては、ある程度の金額のものについては、臨時議会を開催いただき、議員の意見をそこに反映させていただくということが必要なのではないかなと思うのですが、村長の考えがございましたらお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 専決処分について新聞報道含めて、あれを読んだときに大変大きな額を相談なく議決をされているなど。都市独特の、あるいは都道府県独特のものかなという印象は受けております。

ただ村としては、専決処分は特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるときなどに行うものでございまして、それ故に村といたしましても、極力専決処分によらずできる限り臨時議会等の議論を経よう努力をするとともに、やむを得ず専決処分にならざるを得ない場合には、なるべく事前に全員協議会あるいは議員が集まる機会を通じてそういった内容を説明し開催させていただいておりますので議員の皆さまへの説得を欠かさないよう憂慮しているところでございます。

国の法令改正に伴う、条例改正あるいは国の補正予算に合わせた繰越予算などにおいては、専決処分せざるを得ないものがございまして。いずれにせよ、議員言われるとおり、できる限り適宜臨時議会を開催し、議員の皆さまの意見を

反映するという最大限の配慮はするよう努めてまいりますのでご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 3つ目の質問にまいります。新型コロナ今後の対策についてということで、現在は新型コロナ緊急対策宣言の渦中にあり、まだまだ予断を許さずの状況下にあると思います。午前中からの村長からのお話等々の中でも行政報告の中でも多く述べられておりますけれども、そういう状況にあり緊急事態はほぼ今月末くらいには解除されるのではないかなどというのがおおかたの見方かなと。

そういった流れを受け、今後のワクチン接種取り組み等のことになるわけなんですけど、本村のワクチン接種については内外から非常に高い一定の評価を受けたのかなと。取り組み的にスムーズに運びいろいろ改善点もゼロではないだろうという状況にあります。

問題は今後についてなんですけれども、まず1点目として、第5波のコロナの波は収束かなというところにきているわけですから、当然第6波、第7波ということは予測の中にあるわけで、3回目の接種の取り組みに早くも検討というか実施計画を立てていく時期にきているのかなと。新聞報道においても、17日の政府内の決定ということで、18日の新聞等にも大きく報道されておりますけれども3回目の接種と。当然、概ね接種から2カ月から8カ月以降ということのようなんですけれども、当初においても医療関係者を始め、もうそろそろあと1カ月もすればそういった時期にくる方々が出てくる。その後にもまた続く方々が出てくるということになるかと思うんですけれども、そのへんの取り組みの状況、どういう計画で進めるのかというのが一つと、続けて関連になるんですけれども、行政報告の中にもありました、村長から今後12歳を迎

える住民の方や未接種の転入者の方、これを拾い上げて接種を進めていくんだという話ですが、それは要するにやることはわかるのですけれども、どういう単位で、例えば半年刻みで実施するのか、丸々1年を丸めてカウントしてどっかで一つ線を引かなきゃならないわけなんで、その二つちょっと教えていただければと。考えを教えてください。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ただいまのコロナウイルスワクチンの接種について質問、冒頭行政報告で報告させてもらったとおりなので、そのへんは省略させていただきますけれども、ご質問の第3回目の接種でございます。国の計画では議員おっしゃられるとおり8か月後が適当だろうというような方向性は出ているようでございませうけれども、国の接種計画が示されたときには、これまで同様占冠診療所の協力をいただきながら、万全な体制で進めてまいりたいと考えております。ただ、時期的に寒い時期になるので、換気だとか今までの施設でいいのかどうかということも想定されますので、このへんちょっと議論を要するところかなということで、内部ではそういった心配もしながら進めているところでございます。

新たに12歳を迎える住民、それからこれまで接種しなかった人たちの予防接種につきまして、占冠単位で接種をするのではなくて、富良野圏域単位で、例えば村民を村が送り迎えをするなり、個人で行ってもらうなりして医療機関は協会病院を想定しておりますけれども、5市町村の担当者レベルで日にちを決めて人をそこに集めてという形になるかなと思いますけれども、いずれにしてもワクチンのロットは決まっていますからそれなりの人数がいないとワクチンが無駄になってしまうので、そういった循環で5市町村で現在協議をさせてもらっています

ので、漏れることなくワクチンを接種できるように取り組みたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 12歳以上、新たな転入者については広域対応となるだろうと今協議を進めているということで了解です。確認しました。

3回目接種の観点なんですけれども、1点、ワクチンの確保、最初のワクチン取り組みも本村においても苦労はあったのかなと思うのですけれども、これの見通しというのはある程度立っているのかどうかお聞かせください。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ワクチンですけれども、私の口のからというか村の立場としてお答えできる内容になっていません。これはあくまで国がこのワクチンを確保して、その接種計画を示して各自治体が接種をするということになっていきますので、大臣の答弁を聞きますと3回目のワクチンは確保したと言っていますので、これは接種できるようになると私は思っています。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 以上をもって一般質問を終わります。ここで2時15分まで休憩します。

休憩 午後2時2分

再開 午後2時15分

◎日程第4 報告第1号から日程第5 報告第2号

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事進行を続けます。

日程第4、報告第1号、令和2年度占冠村健全化判断比率の報告についての件から、日程第5、報告第2号、令和2年度占冠村資金不足比率の報告についての件を一括議題とします。

本件についての説明を求めます。

総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書1ページをお願いします。

報告第1号、令和2年度占冠村健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度占冠村健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

令和2年度決算に基づく4つの判断比率についてご説明いたします。表の左から、実質赤字比率について定められた数式により算出された数値はマイナス3.11%であり、赤字額がないことから表記のとりの表示となります。次に連結実質赤字比率についてもマイナス3.82%となっており、赤字額がないことにより表記のとりの表示となります。

次に、実質公債費比率でございます。令和2年度の実績数値は8.5%ですが、過去3年の平均値をもって表記することから、平成30年度からの3年間の平均値では8.6%となります。次に、将来負担比率については52%となっております。表の下段にはかっこ書きで、早期健全化基準を記載しておりますが、いずれも基準内であることを報告させていただきます。なお監査委員の意見書につきましては、別冊で配布させていただいておりますので後ほどご覧いただければ幸いです。

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。報告第2号、令和2年度占冠村資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度占冠村資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

内容につきましては、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計ともに黒字会計となっており、資金不足が発生しないため、表記のと

おりとなります。以上ご報告申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告は終わりました。

◎日程第6 議案第1号から日程14 議案第9号

○議長（児玉眞澄君） 日程第6、議案第1号、占冠村過疎地域持続的発展市町村計画を策定することについての件から日程第14、議案第9号、占冠村林業労務者共済事業補助金交付条例を廃止する条例を制定することについてまでの件、9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号について、企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書の5ページをお願いいたします。議案第1号、占冠村過疎地域持続的発展市町村計画を策定することについてご説明申し上げます。

本件は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、占冠村過疎地域持続的発展市町村計画を策定し、本村の持続的発展のための施策を推進するものでございます。第5次占冠村総合計画等との整合性を計り、地域の持続的発展の基本方針に関する事項や目標、施策を盛り込んだ計画としてございまして、対象期間は令和3年度から令和7年度までとしております。計画書は別冊で配布させていただいております。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第2号から、議案第5号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書7ページをお願いいたします。

議案第2号、占冠村過疎地域の持続的発展の

支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、時限法である過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、同時に新法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定され、新法の施行に伴い、同法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置を適用するため本条例を制定するものでございます。

内容は、新法に基づき過疎地域の持続的発展に資する産業振興を効果的に促進するため、市町村計画に記載された産業振興促進区域内において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業者若しくは旅館業の用に供する設備の取得等をした者への課税を3年間免除するものでございます。この条例は公布の日から施行し、令和6年3月31日限りその効力を失うものです。また、この条例の失効前に取得等された設備に対する固定資産税の免除については、この条例は前項の規定にかかわらず、同項に規定する後も、なおその効力を有するものでございます。以上ご審議のほどよろしくをお願いします。

続きまして、議案書の9ページをお願いいたします。

議案第3号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は行政手続における押印見直しに伴い、宣誓書に係る押印を不要とするため、本条例の一部を改正するものでございます。内容は宣誓書様式中、押印を削除するものでございます。施行期日につきまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案書11ページをお願いいたします。

議案第4号、占冠村個人情報保護条例の一部

を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、本条例で引用している行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は番号利用法の改正に伴い、本条例の引用規定を改正するものでございます。この条例は公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用するものでございます。

続きまして議案書13ページをお願いいたします。

議案第5号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。

本件は行政手続きにおける押印見直しに伴い、審査申出等に係る押印を不要とするため、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、条文に定める押印の文言を削除するものです。この条例は公布の日から施行するものでございます。以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第6号について、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書15ページをお願いいたします。

議案第6号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険料の減免について、適用期間を延長するため、本条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては、適応期間を1年間延長し、令和3年度分までの保険料を対象とするものでございます。施行期日は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございま

す。以上ご提案申し上げますので、ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第7号及び議案第9号について、農林課長、小尾雅彦君。

○農林課長（小尾雅彦君） 議案書17ページをお願いいたします。

議案第7号、占冠村熊捕獲奨励に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由のご説明をいたします。

行政手続きにおける押印見直しに伴いまして、申請書類に係る押印を不要とするため、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、熊捕獲奨励交付申請書様式中、押印を削除するものです。この条例は公布の日からの施行となります。

続きまして議案書21ページをお願いします。

議案第9号、占冠村林業労務者共済事業補助金交付条例を廃止する条例を制定することについて提案理由の説明です。

長期にわたりまして本補助金の交付実績がなく、今後も交付が見込まれないことから本条例を廃止するものでございます。この条例は公布の日からの施行を予定しております。以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第8号については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書19ページをお願いいたします。

議案第8号、占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由のご説明を申し上げます。

下水道区域の中央処理区において、下水道使用料を営業用、団体用として使用している者及び新たに使用しようとする者を対象とした使用料金の半額措置が終了となることから、期間満了後も引き続き5年間半額措置を延長するもの

でございます。施行期日は令和3年12月25日から施行するものでございます。経過措置、この条例の施行の際、中央処理区において現に従前の規定により、営業用及び団体用として使用している者並びに新たに使用しようとする者は、使用料の規定にかかわらずこの条例の施行の日から5年間に限り2分の1の額とし、5年間経過した日から全額とする。ただし国又は地方公共団体が使用となる場合は対象とならない。以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第15 議案第10号から日程第19 議案第14号

○議長（児玉眞澄君） 続いて、日程第15、議案第10号、令和3年度占冠村一般会計補正予算（第2号）の件から、日程第19、議案第14号、令和3年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）までの件、5件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

議案第10号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 議案書23ページをお願いいたします。

議案第10号、令和3年度占冠村一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

令和3年度占冠村一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5400万円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。以下、第1表、歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

議案書24ページをお開きください。歳入から

9款、地方特例交付金、1項、地方特例交付金は77万1千円の増額。

10款、地方交付税、1項、地方交付税は1億3000万円の増額。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料は5万円の増額。

14款、国庫支出金の内、1項、国庫負担金は55万円の増額。同じく14款、国庫支出金、2項、国庫補助金は573万5千円の増額。

18款、繰入金、1項、繰入金は1億3606万1千円の減額。

19款、繰越金、1項、繰越金は、1535万円の増額でございます。

20款、諸収入、4項、受託事業収入は16万8千円の増額。

21款、村債、1項、村債は697万7千円の増額でございます。

以上、歳入における補正額の合計額は2350万円の増額でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。議案書25ページをお願いいたします。

2款、総務費、1項、総務管理費は319万4千円の増額。2款、総務費、3項、戸籍住民基本台帳費は295万7千円の増額。

3款、民生費、1項、社会福祉費は174万7千円の増額。同じく民生費、2項、児童福祉費は169万8千円の増額でございます。

4款、衛生費、1項、保健衛生費は575万9千円の増額。同じく衛生費、2項、清掃費は6万円の増額でございます。

6款、農林業費、2項、林業費は2万8千円の増額。

8款、土木費、1項、道路橋梁費は166万1千円の増額。同じく土木費、3項、住宅費は295万7千円の増額でございます。

10款、教育費、1項、教育総務費は62万3千円の増額。同じく、教育費、2項、小学校費は

61万円の増額。同じく教育費、3項、中学校費は1千円の増額。同じく教育費、5項、保健体育費は17万2千円の増額でございます。

12款、公債費、1項、公債費は135万円の増額。

13款、緒支出金、1項、普通財産取得費は68万3千円の増額でございます。

以上、歳出補正額の合計では、2350万円の増額でございます。

続きまして議案書26ページをお願いします。

地方債補正につきましては、臨時財政対策債の限度額について、補正前は6000万円であったところ、これを6693万7千円とするものでございます。以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第11号について、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書47ページをお願いいたします。

議案第11号、令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の提案内容についてご説明申し上げます。

令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3580万円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

議案書50ページをお願いいたします。事項別明細書によりご説明いたします。

51ページの歳入でございます。4款、道支出金、1項、道補助金は2万円の増額でございます。

52ページ、6款、繰越金、1項、繰越金は、88万円の増額でございます。

53ページ、歳出でございます。5款、保健事

業費、1項、特定健康診査等事業費は2万円の増額でございます。

54ページ、7款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金は88万円の増額でございます。

以上、議案第11号、令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第12号及び議案第13号について、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書55ページをお願いいたします。

議案第12号、令和3年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億490万円とするものでございます。

議案書59ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入よりご説明いたします。

3款、1項、繰入金、占冠村簡易水道施設整備基金繰入金400万円の増額。

60ページです。4款、1項、繰越金、前年度繰越金は20万円の増額。

61ページです。歳出をご説明いたします。

2款、1項、施設管理費、修繕料420万円の増額でございます。

議案書戻りまして56ページ、57ページになります。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、議案書63ページをお願いいたします。

議案第13号、令和3年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ1億1910万円とするものでございます。

議案書67ページになります。事項別明細書により歳入よりご説明申し上げます。

5款、1項、繰越金、前年度繰越金190万円の増額。

68ページです。歳出の説明をいたします。

1款、1項、総務管理費、消費税等確定申告納付金3万4千円の増額。

議案書69ページになります。2款、1項、施設管理費、修繕料186万6千円の増額でございます。

議案書戻りまして64ページ、65ページお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第14号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書71ページをお願いいたします。

議案第14号、令和3年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

令和3年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ290万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1440万円にしようとするものでございます。以下事項別明細書においてご説明いたします。

75ページお願いいたします。歳入についてご説明いたします。7款、繰入金、2項、基金繰入金において90万円の増額。

76ページをお願いいたします。8款、1項、繰越金において200万円の増額でございます。

続きまして歳出にまいります。77ページです。3款、1項、地域支援事業費において11万3千円の増額。

78ページをお願いいたします。4款、緒支出金、1項、償還金及び還付加算金において278万7千円の増額でございます。

戻りまして、72ページ、73ページをお願いいたします。補正後の額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君） お諮りします。議事の都合により、9月23日の1日間を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって9月23日の1日間を、休会とすることに決定しました。以上で本日の日程はすべて終了しました。これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散開します。

散会 午後2時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3 年 10 月 7 日

占冠村議会議長 児 玉 眞 澄

(署名議員)

占冠村議会議員 小 林 潤

占冠村議会議員 大 谷 元 江

令和3年第4回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和3年9月24日（金曜日）

○議事日程

- 議長開議宣言（午前10時）
- 日程第1 議案第1号 占冠村過疎地域持続的発展計画を策定することについて
- 日程第2 議案第2号 占冠村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例を制定することについて
- 日程第3 議案第3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第4 議案第4号 占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第5 議案第5号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第6 議案第6号 占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第7 議案第7号 占冠村熊捕獲奨励に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第8 議案第8号 占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第9 議案第9号 占冠村林業労務者共済事業補助金交付条例を廃止する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第10号 令和3年度占冠村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第11号 令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第12号 令和3年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第13号 令和3年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第14号 令和3年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 同意案第1号 占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意案第2号 占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 認定第1号 令和2年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 意見書案第7号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書
- 日程第19 意見書案第8号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書
- 日程第20 意見書案第9号 特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書

- 日程第 21 意見書案第 10 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 日程第 22 意見書案第 11 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 日程第 23 閉会中の継続調査申出
- 追加日程第 1 同意案第 3 号 占冠村副村長の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 2 同意案第 4 号 占冠村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○出席議員（7名）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	4番	細谷誠君		5番	下川園子君
	6番	小林潤君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
会計管理者	合田幸	総務課長	三浦康幸
企画商工課長	平岡卓	農林課長	小尾雅彦
林業振興室長	根本治	建設課長	小林昌弘
住民課長	伊藤俊幸	福祉子育て支援課長	木村恭美
トマム支所長	平川満彦	総務担当主幹	阿部貴裕
職員厚生担当主幹	坂本龍哉	財務担当主幹	鈴木智宏
税務担当主幹	佐々木智猛	企画担当主幹	竹内清孝
商工観光担当主幹	橘佳則	農業担当主幹	杉岡裕二
林業振興室主幹	高桑浩	建築担当主幹	嵯峨典子
戸籍担当主幹	佐久間敦	国保医療担当主幹	小瀬敏広
保健予防担当主幹	岡本叔子	社会福祉担当主幹	野原大樹
介護担当主幹	細川明美	子育て支援室主幹	森田梅代

（教育委員会）

教育長	藤本武	教育次長	多田淳史
学校教育担当兼総務担当主幹	松永真里	社会教育担当主幹	蠣崎純一

（農業委員会）

事務局長	小尾雅彦
------	------

（選挙管理委員会）

書記長	三浦康幸
-----	------

(監査委員)

監査委員 木村英記 監査委員 下川園子
事務局長 岡崎至可

○出席事務局職員

事務局長 岡崎至可 事務補 三ツ谷陸翔

◎開議宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、議案第1号、占冠村過疎地域持続的発展計画を策定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑・答弁は要点を明確に、簡潔に発言してください。質疑はありませんか。

5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 1点質問いたします。計画を策定するにあたって、計画に基づく達成度というのはどのように図っていくのでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君） ただいまの下川議員のご質問にお答えをいたします。本計画、新たな計画ということで、この計画書を見ていただきたいのですが、8ページお願いいたします。この今回の計画の新たなポイントといたしましては、8ページの（5）地域の持続的発展のための基本目標、こちらが新たな項目として入れてございまして、こちらに具体的な数値目標入れております。こちらの目標については、既に策定をしております、まち・ひと・しごと創生総合戦略こちらの数値とリンクをす

るように策定をしております。こちらの数値目標具体的にございますので、毎年数値をしっかりと確定をした中で評価をして、その下（6）にもございますが、数値を年度ごとにまとめてその結果をホームページ等で住民に周知をすることにしておりますので、そういった達成度のお示しをしていきたいと考えております。この計画だけでなく、先ほども申し上げましたとおり、まち・ひと・しごと創生総合戦略も数値については毎年度精査いたしますので、こちらとあわせて周知していきたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、占冠村過疎地域持続的発展計画を策定することについてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、議案第2号、占冠村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例を制定することについての件を議題とし

ます。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、占冠村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号

○議長(児玉眞澄君) 日程第3、議案第3号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、職員のサービスの宣誓に関

する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第4号

○議長(児玉眞澄君) 日程第4、議案第4号、占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第4号、占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第5号

○議長(児玉眞澄君) 日程第5、議案第5号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する

条例を制定することについての件を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第5号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第6号

○議長(児玉眞澄君) 日程第6、議案第6号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第6号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての

件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第7号

○議長(児玉眞澄君) 日程第7、議案第7号、占冠村熊捕獲奨励に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第7号、占冠村熊捕獲奨励に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第8号

○議長(児玉眞澄君) 日程第8、議案第8号、占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を

制定することについての件を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 何点が質問いたします。半額措置になる分の対象になる金額は年額でどれくらいになるかまず1点伺います。

2点目が、現在25年経過した後の6回目ということで、引き続き5年の延長になるわけですが、コロナウイルス感染症の影響もあって経済的に不安定だということで、今回の延長ということであるとしても、なぜ今回も5年だったのか、その5年であり続ける理由というのがあれば伺います。

あと、3点目、これが今回延長して次回満期といいますか経過措置が終了するのが令和8年を予定しているわけですが、令和8年になったときに半額措置というのが30年経過することになると思います。その本当に30年後経過した後に半額措置をやめることができるのか、そのあたりをどのように考えているのかと、また、平成30年に占冠村特定環境保全公共下水道事業経営戦略というのを立てているかと思いますが、この計画書によると平成38年までの計画で事業戦略を立てていました。平成38年ということは令和8年になると思うのですが、その事業計画についての整合性というのはとれるのでしょうか。の3点伺います。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 下川議員のご質問にお答えします。まず1点目でございます。半額措置の場合の金額ということでございますけれども、半額しない通常の料金でいきますと、営業用と団体用あわせまして490万円ですので、半額になりますとこの半分になりますので、245万円ほどになります。

2点目の5年間の理由でございますけれども当初この料金改正が始まったのが平成8年という

ことございまして、この始まった時の目的としましては水洗化の促進を図るとともに不況対策の助成を目的とするということで、この時から5年間という期限を切って条例を上程してきている経過がございます。それ以後も5年に倣って条例を上程してきているところでございまして、今回も現状コロナウイルス感染症もございましてコロナ禍が収束し平常時の経済状況に戻り更には経済状況が5年間において上向きになるであろうという期待もありまして、今回も5年間という設定で条例を上程させていただいているところでございます。

それと3点目ですけれども、今後この半額措置をやめることができるのかということでございますけれども、5年毎に社会情勢等を見てきております。過去の分については、私もどういふ情勢だったのかは記憶にございませんけれども、5年においていろんな社会情勢もあり、いろんなことがあってこの半額措置を続けてきたんだと思いますけれども、正直なかなかやめるとなると簡単にはやめられないものと思っております。村内の事業者からの強い要望がありましてこのような半額措置を実施してきている経過でございますので、そういった方の理解を求めなければならないとも思っておりますので正直簡単にはやめられないのかなとは私は思っております。

経営戦略との整合性というところでございまして、議員おっしゃるとおり経営戦略との整合性で言いますと使用料金としてその収入としても整合性はなかなか図れていないのかなと思います。というのも、こういった半額措置をしている自治体も全国的に私調べているわけではございませんけれども、まず道内でもほとんどないのかなと思っております。今後そういった計画、あと今年度から始めてますけれども企業会計への移行の準備も今年度から始めておりま

す。そういったところで言いますと、やはり企業会計に移行するとなるとそういった収入ですとか、一般会計からの繰入金についても、かなり厳しくなってくるのかなと思っておりまして、今回中央処理区の5年間、令和4年6月の定例会にはトマム処理区の提案も予定しておりますけれども、調整しながら進めていければいいなと思っております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） 今回この条例を制定するということについて反対をしたいですとかそういったことではなくて、ただ、やはり今後半額措置がなくなってしまうと実際に今まで30年、25年という間半額措置をしていただいた各企業さんは、やはり実際これが全額負担となるとかなり厳しくなると思うので、そもそものこの金額というのが妥当なのかどうかということも含めたくて今後検討が必要になっていくのではないかと思います。で、もしその企業さんによって特定の助成が必要だとかそういったことがあるのであれば条例ではなくて別の何か補助体制を考えると、そういった方法をしていかなないとずっと条例改正で5年毎の半額措置となってしまうのではないかと思うので、それを今後に向けて検討していただきたいと思いますがどのように考えますか。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 下川議員のご質問にお答えいたします。先ほどもちょっとお話いたしましたけれども、その経営戦略の計画ですとか、令和6年の4月から企業会計に移行するということがありますので、そういった中で計画の見直し等含めて料金体系の精査をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第8号、占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第9号

○議長（児玉眞澄君） 日程第9、議案第9号、占冠村林業労務者共済事業補助金交付条例を廃止する条例を制定することについての件を議題とします。これから質疑を行います。これから質疑を行います。

3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） この共済事業の補助金交付条例によって当時林業労働者に退職金制度がなく、全国的に労働省とか林野庁交渉を進める中で林業労働者にも退職金共済制度を導入していくためにということで、実は建設関係の建退共というところに退職金共済制度があって林業関係にはなかったわけですがけれども、当時のそういった中央の動きの中で退職金を林業労働者については一時的に取り扱っていくということで、この制度がうちの村独自なんですけれども、林業労働者にも全国的に建退共という制度の中で退職金制度に加入してきたと、こうい

う状況があります。

うちの村でいきなり建退共の掛金のように事業体それから労働者が掛け金を納めるということは大変厳しいという当時の状況があって、村として事業体それから労働者が負担する掛金の一部を村が補助していくという制度を、村独自でつくった制度だと記憶しているところです。この制度を廃止することは良いわけですが、今でも、この制度を廃止することによって、今まで今も受けている事業体や労働者に対する補助金、補助制度がなくなるというようなことが、事業体や林業労働者が不利益を被るようなことはこの制度を廃止することによって起こらないということが確約できるのか、その辺について村の考え方というか、廃止するにあたってどういうことなのか説明をお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 林業振興室長、根本治君。

○林業振興室長（根本治君） 五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。私も少し調べましたところ1972年、昭和47年に国の林政審議会の答申がありまして、この時に民有林それから国有林の林業労働者の確保というのが話をされています。この労働者の確保をいかに図っていくかという目的の中で昭和49年に条例が村の中でつくられたのかなと思っているところです。現状のこの49年に制定されました条例の目的、内容としましては月20日以上通算6か月以上ということによって最大120日ということになります。金額的には最大120日だと、9万円ちょっとということになります。

今現在、占冠村では担い手センターを経由しまして、林業振興事業補助規則の中で一元的に福利厚生との関係はやってございます。これにつきましては森林作業員就労条件整備事業奨励金ということで、これについては最大250日ということによって最高金額にしましては11万ということ

林業労働者の方が、前回申し上げました昭和49年の条例よりもむしろ有利な方を利用されている。それからこの条例の中に記載されている内容の組織自体が現存していないということから今回条例の廃止ということで提案をさせていただいております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第9号、占冠村林業労働者共済事業補助金交付条例を廃止する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第10号

○議長（児玉眞澄君） 日程第10、議案第10号、令和3年度占冠村一般会計補正予算（第2号）の件を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、小林潤君。

○6番（小林潤君） 一般会計の補正予算の関係で議案書42ページでございます。教育総務費、一番上の段になります2目の事務局費の部分で8日の総務産業常任委員会においても大谷議員

からALTの報酬の減額、備品購入費の内訳について質問がありましたけれども、その時の説明でALTの人選が決定し来村準備が進んでいるということでした。私からは、補正額は私もこの間の説明で納得しておりますけれどもALTが来村するというので、ちょっと私も担当してた時に住宅の確保でずいぶん悩んでたという経験があるものですから、ALTが来られてすぐ住宅の確保は終わってるのか、そしてどのように確保したのかということ。それと、相手のあることですが、1年更新というのが普通だと思うのですが、村として教育委員会としてこの新しいALTの方、どのくらい希望として勤めてもらいたいのか含めて、そのALTが来村準備進んでいるということですので、具体的なスケジュール等について現時点で把握している範囲で、私前座で言いました住宅それから村で希望している年数、それを含めてお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育次長、多田淳史君。

○教育次長（多田淳史君） 今のご質問にお答えいたします。今回、補正予算の中で、ALTの措置に関して補正予算、上げさせていただいております。それで、ALTの現時点での状況経過についてご説明申し上げますと、4月にALTの方を募集をさせていただきながら5月に姉妹都市委員会ですとか、それから、前任の■■■■と協力をさせていただきまして人選をしております。その後人選が決まりまして36歳の男性ということで、アスペン高校で国語の教師をされている方、この方がこちらにALTとして来ていただけるということで決定しております。その後、入管の手続き等を行いながら10月中旬には各種の事業を行えるようにということで手続きを進めておりますが、コロナの関係でビザの発給手続きが遅れていまして未だ出国できない状況になっております。ですので、

今のところの予定ですと10月に入ってから出国となりますので、その後の2週間自主隔離を考えると早くても11月から英会話教室とか各種事業を実施することになるかということで考えておりますが、できるだけ早い事業の開始を目指しているところでございます。

それから、住宅の確保についてでございますが、住宅につきましては、現在、前任のALTが居住しておりました占冠中学校の教員住宅、こちらを今確保しておりますので、そこにそのまま住んでいただくということで考えております。仮に教員が増えて住宅を明け渡すようなこととなりますと、別の住宅をとということで考えておりますけれども、現時点ではまだ教員の増員等計画がございませんので、今のところそれで取り進めているところでございます。

それから契約の年数ですが、こちらにつきましては基本的には2年ということで、いつも招致の時にはお話をさせていただいておまして、その話し合いの中で1年ですとかというお話にはなってくるのですが、基本的には就業規則等に定めているのは2年ということでお話をさせていただいております。ですので今回も基本的には2年ということで相手方とはお話をさせていただいているところでございます。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 37ページになります。2款、3項、1目、12節、委託料、社会保障・税番号制度システム整備委託料260万7千円という金額が補正となっておりますけれども、この補正、当初予算で見込めなかった理由について伺いたいと思います。

続けて、39ページ。4款、1項、1目、12節の委託料、健康管理システム改修委託料という

ことで559万1千円と、こちらについても先ほどと同様に、この500万という大きな補正をかけなきゃならなかった背景について伺います。

それから40ページになります。6款、2項、林業費、1目、林業振興費、7節、熊・鹿駆除捕獲奨励金の35万、この金額についてなんですけども当初予算になぜ、昨年も参考までに言いますと、補正補正を繰り返していたかなという記憶があるのですけれども、当初予算の中に十分な予算組みをされていないんじゃないかと感じるようなところもあるので、現在までの駆除状況と今後の展開計画についてもあわせて伺います。

続いて41ページになります。8款、1項、道路橋梁費、1目、道路維持費、10節、修繕料166万1千円について、これ追加となった背景について伺いたいと思います。以上よろしくお願ひします。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 藤岡議員のご質問にお答えしたいと思います。まず、37ページ2款、3項、12節、委託料、社会保障・税番号制度システム整備委託料についてでありますけども、システム改修費につきましては、国庫補助の対象経費でありまして、十割補助となっております。交付基準等が当初予算ではまだ示されていませんので、それで、基準等が今回決定されたことによりまして、9月の末ということでご了承いただきたいと思ひます。

39ページの4款、1項、1目における健康管理システム改修委託料についてですけれども、これにつきましては、歳入の補助金で32ページの14款、2項の国庫補助金の中で3目、3つの補助金が提示しているわけでありまして、この3つの事業を行うために、今回559万1千円といった金額を計上させていただいております。

感染症対策特別促進事業費国庫補助金につき

ましては、新型インフルエンザ等の対策特別措置法に基づく予防接種を行えるように住民の接種履歴等を正確に把握するためにシステム改修するものであります。

予防接種法に基づく定期接種に係るマイナンバーまたウイルスワクチンに係るマイナンバー情報連携対策整備事業国庫補助金につきましては、令和2年の10月からロタウイルスワクチンが定期接種化されたことによりまして、そのための住民の接種情報を的確に把握するためにシステム改修が必要になってきております。

3つ目の健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業国庫補助金につきましては、9月に入ってから要綱等が示されておりまして、今年度中の実施ということで国から示されてきております。これにつきましては健康診査等の実施機関からの提出される健康診査等の結果について標準的な電磁的記録の形式による受取りを可能にできるよう様式の標準化を図っていく、また、個人への情報提供や市町村間での情報連携を行うためシステムの改修をしていくということで、この3本とも国の事業ということで、今回システムの改修を進めさせていただきたいということで今回予算計上させていただいております。

○議長（児玉眞澄君） 林業室長、根本治君。

○林業振興室長（根本治君） 藤岡議員のご質問にお答えをいたします。6款、農林業費、1目、林業振興費の7節、報償費でございます。熊・鹿駆除捕獲奨励金ということです。これにつきましては当初、熊は5頭それから鹿は300頭を計画してございまして、前回私もちょっとお話をしたのですけれども、これについては、捕らないということではなくて、現状踏まえて捕獲を推進していくというような観点から、今8月末で270頭捕獲してございまして、今後50頭分を追加させていただいて、奨励金を支払っていく

という形で考えてございます。今後につきましても状況見ながら12月の補正を見させていただきたいなと思っております。現状やはり昨年は状況的にあまりにも捕れ過ぎた年で、例年300頭ペースくらいで進んでいるということもございます。予算の中で例えば500頭捕って200頭最後に残る。必ずしも適正な予算加味とは言えないと私は思っています。これよりも状況見ながら補正をかけていく、そういった形をとらせていただければなと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 藤岡議員のご質問にお答えします。議案書41ページ。8款、1項、道路橋梁費、修繕料166万1千円についてご説明いたします。こちら修繕箇所につきましては、占冠診療所の前の村道、村道南1線になります。この村道南1線の排水の修繕ということで、施工延長が26mでございます。修繕する排水トラフは、おそらく凍上によるものかと思っておりますけれども、盛り上がっております、その民地側との間に段差ができていたるところで、地先の方にも歩行に影響を及ぼしているというところもございますので、今回そういった段差を解消したいというところで今回補正予算計上させていただいております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 1点、先ほどの林業費の関係、駆除ですね。熊・鹿の関係になりますけれども、重ねてお聞きしたいんですけども、やはりここ何年かのトレンド見ると昨年はたまたまという表現になってるけども、現在、例えば今年270頭が8月末時点ということは普通に考えれば300頭超えるの当たり前でしょという数字なんです。やっぱりその300という数字を見てるとするのは数字の見方が違ってるんじゃないかと感じるんですけども、ここで補正してまた12月補正って、そうすると年度当初の予算というの

がよくわからなくなってしまう。いったいこれはいくらかかるのっていうのが毎年毎年繰り返されるかなというところがあるので、ある程度前年度の実績というのも少し生かしてもらって、概ねこのくらいは見込まれるというところをまず掴まえて、今年のように例えば225万ですか。これは昨年実績に比べれば大幅にダウンさせちゃって、そんなに減るのって逆に思うわけです。やっぱりここまで来てみると270頭でもうお金ないよっていうような状況になっている。で、また12月も補正しなきゃならない。それでは予算というものの捉え方が一般住民から見たときにさっぱりわからないってことになってしまうので、たまたま今この何十何万っていう分だけでも、補正ありきと捉えられても止むを得ないという印象を与えかねないんでね。やはりそこはもう少し予算の中で精査するってことが必要だと感じますが、どのようにお考えか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 林業振興室長、根本治君。

○林業振興室長（根本治君） 熊・鹿捕獲の関係は捕獲あって初めてお支払いできる奨励金になってございます。また、相手方もいらっしゃることもありますので、あまりにも状況の違う頭数というのもまた計画ができないかなと思うんですけども、一方でその前年度の状況見てっていうのも確かにあると思いますので、今後に向けて今年はちょっと仕方ないですけども、申し訳ございません、そういった形でやってみますけれども今後については検討させていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 2点ほど質問させてい

たきます。41ページの、8款、土木費、3項、住宅費の中の12節、委託料、約200万近く増額補正されておりますが、維持管理は私も一般質問でお願いしているところですが、それにしてもちょっと金額が張っておりますので、どこを新たに維持管理費が増えたのかお知らせ願います。

次に42ページ、教育費の教育総務費、3目の義務教育振興費の1節、報酬のところでは返還されるのは総務産業常任委員会で確認しておりますが、その後音楽指導員ということで減額になっているのですが、今後音楽指導員への対応はどのような計画をされているのかお伺いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 大谷議員のご質問にお答えします。議案書41ページ、8款、3項、住宅費、12節、委託料、村営住宅維持管理等業務委託料193万6千円の内容についてご説明いたします。こちらにつきましては、トマムの第二トマム団地、こちらからトマムの方に向かっていきますと、トマムの交差点から右に折れて右折していただいて山のほうに向かって上がっていったらあったところの一番奥の右手の住宅がございます。その住宅の裏手に林になっている部分、そちらの支障木といえますか、団地に住んでいる方からも結構木が大きくなってきているので切っていただけないかというご相談もありましたので、現地確認させていただいて、今回、全部ではないですけれども面積で言いますと600㎡ほどになります。その範囲内で伐採をしてその木を処理するというので今回補正予算の計上させていただいております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 教育次長、多田淳史君。

○教育次長（多田淳史君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。10款、1項、3目の義務教育振興費こちらの学校支援員の報酬の減額の

関係でございますけれども、現状、学校支援各3校の音楽授業について横断的に授業を見ていただいていた方について今欠員となっている状況でございます。それで、正規の教員ということではございませんので、こちらの方で人選を探しているところなんですけれども、なかなかいい人材が見当たらないというところで、未だ採用についてはできていない状況でございます。それで、特に中学校専門科の教員、音楽教員ということで、こちらについては人事の方で来年度の採用について検討させていただいているのと、それから応募をさせていただくというところで今取り進めているところでございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 今のお話ですと来年度に向けてということのようですが、今年度その音楽を担当する先生がいなくて、子どもたちの音楽に対する教育はどのように考えて今行っているのかもお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 教育次長、多田淳史君。

○教育次長（多田淳史君） 各学校の音楽に関しまして、小学校等につきましては、音楽の先生がいらっしゃいますのでその方に担当していただいているところでございます。占冠中学校については、音楽専門教科の教員がいなくて、代替の教員をお願いをして授業を進めているというところで若干の不便はあるのですけれども、現場からの声としまして専門の教員をぜひ採用していただきたいという声がございますが、なかなかそこが見つからない状況ですので、学校にはご不便をおかけしているのですが、授業等に支障がないようにということで授業を進めているところでございます。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第10号、令和3年度占冠村一般会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。
したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

◎日程第11 議案第11号

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事進行を続けます。

日程第11、議案第11号、令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第11号、令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件

を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。
したがっされました。て議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第12号

○議長（児玉眞澄君） 日程第12、議案第12号、令和3年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、細谷誠君。

○4番（細谷誠君） 歳入歳出420万円の内容をご説明お願いします。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 細谷議員のご質問にお答えいたします。簡易水道事業の補正予算の内容について説明いたします。修繕費になりますが、こちらにつきましては上トママ浄水場の着水流量計の変換機というものがございまして、こちらの修繕が166万1千円になります。それと、送水ポンプの整備2台で100万3千円となります。それと、占冠浄水場の配水池の通気塔というものがございまして、そちらの修繕で71万5千円。水源地の取水をしてる集水桝という部分があるのですが、そういったところに砂利が入ってくるものですから、そういった部分の砂利の撤去で40万円。それと浄水場の計装機器、あと発電機の計装版の修繕等で17万6千円。それと、配水管等の修繕、今回、今年度も漏水調査実施させていただきまして、その結果によって今後そういった配水管の修繕も出てくるかと思っておりますので、そういったところで24万5千円ほど今回予算を計上しているところで

ございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第12号、令和3年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第13号

○議長（児玉眞澄君） 日程第13、議案第13号、令和3年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 69ページ、2款、1項、1目、10節の修繕料186万6千円。こちらの中身の具体的なものについて伺いたい。当初見込めなかった理由も併せてお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 藤岡議員のご質問にお答えいたします。2款、1項、施設管理費、修繕料186万6千円についてご説明いたします。修繕の内容ですけれども、1つ目が中央浄化セ

ンターの原水ポンプの吐出管の交換ということで、こちらについては23万1千円を見込んでおります。それと、通報装置の交換というところですが、この通報装置というのは処理場において故障が発生した際に役場の担当者ですとか委託業者に電話で通報が入るシステムになっております。そのシステムの修繕というところで102万3千円計上しております。3つ目が、公設枘の設置ですけれども、今年度これからになるかと思っておりますけれども、新築の住宅が1件あるということで我々に情報が入っております。その新築の住宅の部分、建てる位置に現在公設枘がありませんので、その公設枘の設置を村で行わなければならないというところで今回61万1600円計上しております。この3つ全て当初からなかなか予測ができなかった部分でございまして、今年度に入ってから壊れてしまったもの、不具合の出ってしまったものということで今回予算計上させていただいております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第13号、令和3年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。
したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第14号

○議長（児玉眞澄君） 日程第14、議案第14号、令和3年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第14号、令和3年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。
したがって議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15号 同意案第1号から日程第16 同意案第2号

○議長（児玉眞澄君） 続いて日程第15、同意案第1号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件から、日程第16、同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件、2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（田中正治君） 議案書の79ページをお願いいたします。同意案第1号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。占冠村教育委員会委員でございます。藤田重之氏は、本年9月30日をもって任期満了となります。引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、同氏の経歴につきましては、次ページのとおりでございます。以上よろしくご審議をお願いします。

引き続き、議案書81ページをお願いいたします。同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。占冠村教育委員会委員であります、森田智恵子氏は、本年9月30日をもって任期満了となります。引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、同氏の経歴につきましては次ページのとおりでございます。以上ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。初めに、同意案第1号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって、同意案第1号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

次に、同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって、同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第17 認定第1号

○議長(児玉眞澄君) 日程第17、認定第1号、令和2年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、三浦康幸君。

○総務課長(三浦康幸君) 議案書83ページをお願いいたします。

認定第1号、令和2年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について。

令和2年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算は、併せて提出した証拠書類とともに監査委員において審査の結果、経理は収支とも適正であることを認める旨の意見報告があったのでその意見を付して議会の認定を求める。

令和3年9月22日提出、占冠村長、田中正治。

内容について、ご説明いたします。1、令和2年度占冠村歳入歳出決算書、別紙は、(1)の一般会計と、(2)占冠村国民健康保険事業特別会計から(8)の占冠村歯科診療所事業特別会計までの7特別会計から構成されております。

2、令和2年度占冠村歳入歳出決算に関する説明資料、別紙につきましても、同じく別冊となっております。(1)歳入歳出決算事項別明細書は、一般会計は決算書類8ページから、各特別会計については、決算書の71ページから国民健康保険事業特別会計となっております以下同様に記載されております。(2)実質収支に関する調書は、一般会計では決算書の70ページ、各特別会計については国民健康保険事業特別会計は決算書の86ページとなっております、以下各特別会計の最後のページに同様に記載されております。

(3)財産に関する調書、(4)基金等運用状況調書は令和2年度決算審査資料として別刷りで一冊となっております。(5)主要な施策の成果を説明する書類においても別冊で配布しております。

3、監査委員の意見書については令和2年9月3日付文書の写しを別冊で配布しております。

それでは決算書の内容をご説明いたします。決算書1ページの総括表をお開きください。決算額で申し上げます。

一般会計、歳入26億7067万998円、歳出26億649万6163円、歳入歳出差引金額6417万4835円。

国民健康保険事業特別会計、歳入1億2576万1425円、歳出1億2261万6021円、歳入歳出差引金額314万5404円。

村立診療所特別会計、歳入7940万7365円、歳出7532万5953円、歳入歳出差引金額408万1412円。

簡易水道事業特別会計、歳入1億2089万9758円、歳出1億1980万7533円、歳入歳出差引金額109万2225円。

公共下水道事業特別会計、歳入9057万2175円、歳出8816万1026円、歳入歳出差引金額241万1149円。

介護保険特別会計、歳入1億122万3155円、歳出9698万8978円、歳入歳出差引金額423万4177円。

後期高齢者医療特別会計、歳入1841万353円、

歳出1812万3707円、歳入歳出差引金額28万6646円。

歯科診療所事業特別会計、歳入2394万8694円、歳出2335万9995円、歳入歳出差引金額58万8699円。

総合計は、歳入32億3089万3923円、歳出31億5087万9376円、歳入歳出差引金額8001万4547円でございます。

以上説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております令和2年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、議長並びに議会選出監査委員の下川園子君を除く5名の議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を付与してこれに付託の上、閉会中の継続審査とすることにししたいと思います。これにご異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって認定第1号、令和2年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、5名の議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を付与してこれに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩中に決算特別委員会の委員長、副委員長の互選を行ってください。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時35分

休憩中の決算特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が届きましたので報告いたします。

決算特別委員会委員長に小林潤君、副委員長に大谷元江君、以上のとおりです。

◎日程第18 意見書案第7号から日程第22 意見書案第11号

○議長（児玉眞澄君） 続いて、日程第18、意見書案第7号、豪雪地帯対策特別措置の改正等に関する意見書の件から、日程第22、意見書案第11号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書までの件、5件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

意見書案第7号について、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。令和3年9月24日提出。提出者、占冠村議会議員藤岡幸次。賛成者、同、五十嵐正雄、同、小林潤。

豪雪地帯対策特別措置法の改正に関する意見書。豪雪地帯対策については、これまで、各法に基づく特例措置等により、冬期の生活環境は改善されてきております。しかしながら、気候変動の影響により、雪の降り方の変化、また少子高齢化との状況により、新たな多くの課題がでてきております。それを踏まえ、国会並び政府におかれては、特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小学校、中学校、施設等の整備を推進するため、豪雪法第14条及び第15条の特例措置について10カ年の延長を講ずる。加えて、雪処理の担い手確保など豪雪地帯特有の課題に対して、交付金、基金等による柔軟に対応できるよう財政支援制度を創設するなど、総合的な対策を実施するよう強く要望する。以上、地方自治法99条の規定により提出する。令和3年9月24日、北海道勇払郡占冠村議会議長児玉

◎諸般の報告

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。この際諸般の報告をいたします。

眞澄。提出先、衆議院議長、参議院議長他記載のとおり。

○議長（児玉眞澄君） 意見書案第8号について、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。令和3年9月24日提出、提出者、占冠村議会議員、大谷元江。賛成者、同、小林潤、同、五十嵐正雄。

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書。沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある平和の礎には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の沖縄戦跡国定公園として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の収骨が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されない。

よって下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

1、悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。

2、日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。令和3年9月24日、北海道勇払郡占冠村議会議長児玉眞澄。意見書提出先は記載のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 続いて、意見書案第9号について、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 意見書案第9号、特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成標準の改善を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。令和3年9月24日提出、提出者、占冠村議会議員、五十嵐正雄。賛成者、同、大谷元江、同、下川園子。

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加がすすみ、在籍者数は2010年度の12万1815人から2020年度には14万4823人と、10年間で2万3008人増えています。一方、学校数は2010年度が1039校で2020年度が1149校と110校増えただけで、在籍数の増加に見合った学校建設がすすんでいません。150人を想定した規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしています。

各学校では、1つの教室をカーテンやついたてで仕切り2教室として使ったり、図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりしています。トイレが足りず休み時間に行列ができる、スクールバスでの通学時間が1時間を超える等、児童・生徒の急増に教育条件の整備が全く追いついていません。

この問題の根本に、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校などにはある学校設置基準が、特別支援学校にはないことがあります。

多くの父母や保護者・団体が特別支援学校の設置基準策定を求めて運動を続けてきました。

その運動が実を結び、設置基準策定が現実のものとなりつつあります。しかし、児童・生徒数や学級数の上限等を規定することや既存校にも設置基準を適用させるなど、実効性のある設置基準の策定なしには、特別支援学校の課題過密を解消や教育環境の改善にはつながりません。また、実効性のある設置基準を具体化させるためには大幅な予算増も必要です。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加も止まりません。文科省学校基本調査によれば、小中学校あわせて2010年度14万5431人から2020年度30万540人と約2.07倍になっています。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子ども、個別対応が常時必要な子ども等々、実態に大きな差があります。さらに、支援学級では一つの学級に小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状です。

8人の子どもを一人で担任することは負担が大きく、すでに限界を超えています。しかし、1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制標準は1学級8名のまま変わっていません。これを引き下げる必要があります。

よって、次の事項を実現するよう強く要請します。

1、特別支援学校の実効ある設置基準を策定するとともに国の財政支援を拡充すること。

2、特別支援学級の学校編制標準を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。令和3年9月24日、北海道勇払郡占冠村議会議員児玉眞澄。提出先は衆議院議長以下記載のとおりです。以上よろしくお願ひします。

○議長（児玉眞澄君） 意見書案第10号について、細谷誠君。

○4番（細谷誠君） 意見書案第10号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。令和3年9月24日提出。提出者、占冠村議会議員、細谷誠。賛成者、同、藤岡幸次、同、小林潤。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異種の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。令和3年9月24日、北海道勇払郡占冠村議会議員児玉眞澄。提出先、衆議院議長、他記載のとおり。

○議長（児玉眞澄君） 意見書案第11号については、小林潤君。

○6番（小林潤君） 意見書案第11号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。令和3年9月24日提出、提出者、占冠村議会議員、小林潤。賛成者、同、大谷元江、同、藤岡幸次。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な

魅力を有し、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。また、近年道内においても、平成 28 年 8 月の一連の台風や平成 30 年 7 月豪雨、9 月の北海道胆振東部地震といった自然災害が、激甚化・頻発化する傾向にある。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取り組みを加速することが必要であり、そのためには、道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである食や観光に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

10 項目については記載のとおりでございます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。令和 3 年 9 月 24 日、北海道勇払郡占冠村議会議長児玉眞澄。提出先、衆議院議長他記載のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書案第 7 号、豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第 8 号、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第 9 号、特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第 10 号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第11号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 閉会中の継続調査申し出

○議長（児玉眞澄君） 続いて日程第23、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後0時00分

再開 午後0時3分

休憩前に引き続き会議を開きます。議事の進行を続けます。

お諮りします。ただいま村長から、同意案第

3号、占冠村副村長の選任につき同意を求めることについての件及び、同意案第4号、占冠村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件が提出されました。これを日程に追加し追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって同意案第3号を日程に追加し、追加日程第1とし、同意案第4号を日程に追加し、追加日程第2として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第1 同意案第3号

○議長（児玉眞澄君） 追加日程第1、同意案第3号、占冠村副村長の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。ここで副村長、松永英敬君の退席を求めます。

（松永副村長退席）

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（田中正治君） 同意案第3号、占冠村副村長の選任につき同意を求めることについて。提案理由をご説明いたします。占冠村副村長であります松永英敬氏は本年9月27日をもって任期満了となります。この度同氏を引き続き占冠村副村長に選任したいので地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。同氏の経歴につきましては別紙のとおりでございますが、同氏は占冠村に奉職以来、教育委員会を皮切りに住民課、総務課、村立診療所、企画商工課、そして現在は占冠村副村長として力を発揮されてございます。今後も想定される新型コロナウイルス感染症対策の推進、トマムリゾートとの協議など様々な課題解決にあたって的確に判断し迅速に対応できる人材で

あり、本定例会で副村長として再度選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしくご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を省略します。

お諮りします。これから同意案第3号、占冠村副村長の選任につき同意を求めることについての件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案についてこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立6人）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数と認めます。したがって同意案第3号、占冠村副村長の選任につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

松永英敬君の入場を許可します。

（松永副村長着席）

○議長（児玉眞澄君） ここで松永副村長より挨拶の申し出がありますので発言を許可します。

○副村長（松永英敬君） ただいま副村長の選任にあたり議員の皆さまには私の再任にご同意をいただき改めて厚く御礼を申し上げます。

私自身まだまだ未熟であります。田中村長のもとで培った4年間の経験を生かし、副村長として村長を補佐し、職員の担当する事務を監督する立場として全力でその職責を果たしてまいり所存でございます。

今社会はコロナ禍の大変厳しい只中にあり、地方自治体を取り巻く環境の変化と課題は多岐に渡っておりますが、村づくりをけん引する役

場職員と共に、不断の努力を惜しまず行政が村民から信頼される組織であり続けるために勇往邁進の決意であります。占冠村が村民の皆さまにとってさらに住み良い村となるよう、田中村長が掲げる政策の実現に向けましてもとより微力ではございますが、職員と一緒に精いっぱい努力してまいります。

議員の皆さまには今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎追加日程第2 同意案第4号

○議長（児玉眞澄君） 次に追加日程第2、同意案第4号、占冠村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

ここで教育次長、多田淳史君の退席を求めます。

（多田教育次長退席）

○議長（児玉眞澄君） 提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（田中正治君） 同意案第4号、占冠村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて提案理由をご説明いたします。占冠村教育委員会教育長であります藤本武氏は本年9月30日をもって任期満了となります。この度、占冠村教育委員会教育次長である多田淳史氏を後任の教育委員会教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏は平成2年に本村職員として奉職し本年4月より教育次長となってからは、小中連携一貫教育、ICTを活用した教育の取り組みを進め、学校現場及び地域等密着した教育活動の推

進のために業務を遂行しており、今後の本村の教育行政を進めるうえで適任と考えております。なお経歴につきましては別紙のとおりでございます。任期は令和3年10月1日から令和6年9月30日まででございます。以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を省略します。

お諮りします。これから同意案第3号、占冠村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案についてこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立6人）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数と認めます。したがって、同意案第3号、占冠村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。多田淳史君の除席を解きます。

（多田教育次長着席）

○議長（児玉眞澄君） ここで多田淳史君より挨拶の申し出がありますので発言を許可します。

○教育次長（多田淳史君） 貴重なお時間をいただきまして一言お礼のご挨拶を述べさせていただきますと存じます。

この度は教育長任命の同意をいただき心からお礼を申し上げます。私は平成2年に奉職以来、村職員として30年間、議員の皆さまをはじめ、村民の皆さまにお世話になってまいりました。今後、占冠村教育委員会教育長という立場で行政に携わることになり、藤本教育長はじめ歴代

教育長が進めて来られた輝かしい教育行政の実績を思うとその重責を痛感し身震いするほどの緊張感を持ってこの場に立たせていただいております。

今、教育を取り巻く環境は一人1台端末の整備をはじめとする情報教育の充実や新型コロナウイルス感染症に対応した地域住民が参画できる社会教育の振興など、コロナ禍において学校教育、社会教育の分野共に急速にそして劇的に変化をしています。その変化に対応し本村の教育行政を停滞することなく、なお一層発展させていくため、そして占冠村の子どもたち、地域の方々のために議員の皆さま村民の皆さまにご指導いただきながら微力ではございますが、粉骨砕身努力し、村民の皆さんのために誠意をもって教育行政を進めてまいること誓い申し上げます。今後ともよろしくお願いたします。

○議長（児玉眞澄君） 続いて、藤本教育長より退任に際し挨拶の申し出がありますのでその発言を許可します。

教育長。

○教育長（藤本武君） 貴重な時間をいただき大変ありがとうございます。この度、9月末日を持ちまして占冠村教育委員会教育長を退任することとなりました。平成21年7月1日から約12年間、公私ともに暖かいご指導とご厚情を賜り、今日の退任を迎えることができますことに心から感謝し厚く御礼を申し上げます。

これからは、皆さまからいただきました教訓を胸に気持ちを新たにして充実した人生となるよう過ごしてまいりたいと思っていますので、今後とも変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

最後に皆さまのご健康とご多幸を心からご祈念申し上げてお礼と退任の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（児玉眞澄君） 長期間にわたり大変お疲れさまでした。

◎閉会の議決

○議長（児玉眞澄君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（児玉眞澄君） これで、本日の会議を閉じます。令和3年第4回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前12時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3 年 10 月 7 日

占冠村議会議長 児 玉 眞 澄

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 小 林 潤

占冠村議会議員 大 谷 元 江